

平成30年3月27日（火）

於・ コープビル 第3会議室

第28回

太平洋広域漁業調整委員会

議事録

1. 日時：平成30年3月27日（火）13：30～16：41

2. 場所：コープビル 第3会議室

3. 出席委員

【会長】

学識経験者 関 いずみ

【都道府県互選委員】

北海道 川崎 一好

青森県 竹林 雅史

岩手県 大井 誠治

宮城県 畠山 喜勝

福島県 松野 豊喜

茨城県 大川 雅登

千葉県 塩野 健

東京都 有元 貴文

神奈川県 宮川 均

静岡県 鈴木 精

愛知県 船越 茂雄

三重県 掛橋 武

和歌山県 木下 吉雄

徳島県 中野 憲次

高知県 木下 清

愛媛県 佐々木 護

大分県 小野 眞一

宮崎県 中島 耕成

【農林水産大臣選任委員】

漁業者代表	鈴木 宏彰
漁業者代表	小坂田 浩嗣
漁業者代表	金澤 俊明
漁業者代表	中田 勝淑
漁業者代表	井上 幸宣
学識経験者	北門 利英
学識経験者	花岡 和佳男

4. 議 題

- (1) 会長等の互選について
- (2) 太平洋南部キンメダイに関する委員会指示について
- (3) 太平洋クロマグロの資源管理について
- (4) 太平洋クロマグロに関する委員会指示について
- (5) 平成30年度資源管理関係予算について
- (6) その他

午後1時30分 開会

○事務局（竹越） それでは、定刻となりましたので、ただいまから第28回太平洋広域漁業調整委員会を開催いたします。

事務局をお預かりしております水産庁管理課、竹越でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、大臣選任委員の福島委員と清水委員がやむを得ず欠席されておりますが、定数28名のうち過半数に当たる26名の委員のご出席を賜っておりますので、漁業法第114条で準用する同法第101条第1項の規定に基づき、本委員会は成立していることをご報告いたします。

それでは、座って進めさせていただきます。

次に、今回、委員の交代がございましたので、ご報告したいと思います。

本委員会は、都道府県海区互選委員、それから、農林水産大臣選任委員により構成されておりますが、このうち大臣選任委員の任期満了に伴い、再任の委員2名を含め、新たに10名の委員が選出されております。

ここで、せっかくの機会ですので、また海区の皆様も含めまして全員のご紹介をさせていただきますと思います。

まず、海区互選委員から、北海道のほうから順次ご紹介したいと思います。北海道の川崎委員です。

○川崎委員 川崎です。よろしくどうぞお願いいたします。

○事務局（竹越） 青森県の竹林委員です。

○竹林委員 竹林です。よろしくお願ひします。

○事務局（竹越） 岩手県の大井委員です。

○大井委員 大井です。よろしくお願ひします。

○事務局（竹越） 宮城県の高山委員です。

○高山委員 高山です。どうぞよろしくお願ひします。

○事務局（竹越） 福島県の松野委員です。

○松野委員 松野です。よろしくお願ひします。

○事務局（竹越） 茨城県の大川委員です。

○大川委員 大川です。よろしくお願ひいたします。

○事務局（竹越） 千葉県の高野委員です。

○高野委員 高野です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（竹越） 東京都の有元委員です。

○有元委員 有元です。よろしくお願ひいたします。

○事務局（竹越） 神奈川県の高川委員です。

○高川委員 高川と申します。よろしくお願ひします。

○事務局（竹越） 静岡県の鈴木委員です。

○鈴木（精）委員 鈴木です。よろしくお願ひします。

○事務局（竹越） 愛知県の高越委員です。

- 船越委員 船越です。よろしくお願いします。
- 事務局（竹越） 三重県の掛橋委員です。
- 掛橋委員 掛橋です。よろしくお願いします。
- 事務局（竹越） 和歌山県の木下委員です。
- 木下（吉）委員 木下です。よろしくお願いします。
- 事務局（竹越） 徳島県の中野委員です。
- 中野委員 中野です。よろしくお願いします。
- 事務局（竹越） 高知県の木下委員です。
- 木下（清）委員 木下です。よろしくお願いいたします。
- 事務局（竹越） 愛知県の佐々木委員です。
- 佐々木委員 佐々木です。どうぞよろしくお願いします。
- 事務局（竹越） 大分県の小野委員です。
- 小野委員 小野です。よろしくお願いします。
- 事務局（竹越） 宮崎県の中島委員です。
- 中島委員 中島です。よろしくお願いします。
- 事務局（竹越） 続いて、大臣選任委員をご紹介します。
漁業者代表の鈴木委員です。
- 鈴木（宏）委員 鈴木です。よろしくお願いします。
- 事務局（竹越） 小坂田委員です。
- 小坂田委員 小坂田です。よろしくお願いいたします。
- 事務局（竹越） 金澤委員です。
- 金澤委員 金澤です。よろしくお願いします。
- 事務局（竹越） 中田委員です。
- 中田委員 中田です。よろしくお願いします。
- 事務局（竹越） 井上委員です。
- 井上委員 サンマ棒受けとかじき流し網漁をやっております井上でございます。どうぞ
よろしくお願いします。
- 事務局（竹越） 続いて学識経験委員です。関委員です。
- 関委員 関です。よろしくお願いいたします。
- 事務局（竹越） 北門委員です。
- 北門委員 北門です。よろしくお願いいたします。
- 事務局（竹越） 花岡委員です。
- 花岡委員 花岡です。よろしくお願いします。
- 事務局（竹越） 続いて、水産庁のほうの出席者をご紹介します。
水産庁長官の長谷です。
- 長谷長官 長谷です。よろしくお願いします。
- 事務局（竹越） 資源管理部長の神谷です。
- 神谷部長 神谷です。よろしくお願いします。

○事務局（竹越） 資源管理推進室長の久保寺です。

○久保寺室長 久保寺です。よろしくお願ひいたします。

○事務局（竹越） 沿岸遊漁室長の斎藤です。

○斎藤室長 斎藤です。よろしくお願ひします。

○事務局（竹越） そのほか、漁業調整課長や漁場資源課長等々、出席を予定しておりますけれども、遅れて来るということでございます。

それでは、会議に先立ちまして、水産庁長官の長谷から一言ご挨拶申し上げます。

○長谷長官 皆さん、こんにちは。改めまして、水産庁の長谷でございます。

本日の委員会の開催に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、年度末のお忙しいところ、本委員会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、今回は農林水産大臣選任委員の任期満了に伴う委員交代がありました。新たな委員の皆様には、本委員会の委員へのご就任をお受けいただきまして、厚く御礼申し上げます。

新委員もおられますので、少しだけ委員会の歴史に触れさせていただきたいと思ひます。

本委員会は、沿岸漁業の関係者と沖合漁業の関係者が長年同じ資源を利用する者としてさまざまな調整問題等々抱えているわけでありましたが、そうした沿岸漁業者と沖合漁業者が一堂に会して、学識経験者とともに、ともに利用する広域魚種の資源管理に係る漁業調整を行うことを主な目的といたしまして、平成13年の漁業法改正により設置された委員会でございます。本日の議題にもありますとおり、さまざまな魚種の資源管理について話し合っておりますので、委員の皆様には、これまでのさまざまなご経験やご知見をもとに、ぜひ闊達なご意見を賜りますようお願いしたいというふうに思ひます。

本日の会議でございますけれども、太平洋クロマグロですとかキンメダイの資源管理、また、承認制の委員会指示等について私どもから、事務局のほうからご説明させていただき、ご議論いただくということを予定しております。

特にクロマグロの管理の話させていただきたいと思ひますけれども、本管理期間の漁獲状況であります。3月14日時点でクロマグロ小型魚の日本全体の総漁獲量は3,368トンと国際約束に基づく今期の総漁獲枠3,424トンの98.4%と大変厳しい状況となっております。ご案内のとおり、水産庁は1月23日には全ての沿岸漁業者に対しまして、クロマグロの小型魚の漁獲に係る操業自粛要請を出しまして、1月30日に都内で自粛要請に関して私も出席いたしましたけれども、全国説明会を開催いたしました。

その中で、漁獲枠を残している都道府県がこのまま漁獲を継続した場合、日本の総漁獲枠を超過するおそれが著しく大きいこと、これまでの小型魚の削減の取り組みによりまして、資源回復の兆候は見えておりました、引き続き小型魚の漁獲を抑制することによって本格的な資源回復につなげていきたいことなどを説明した上で、操業自粛要請は漁獲枠を残している漁業者の皆さんに対しては大変申しわけないながらも、苦渋の決断だったということをお話しし、何とか操業自粛に協力していただきたいということをお願いしたところでございます。

また、クロマグロの管理に取り組む漁業者への支援策としては、漁業収入安定対策事業

を拡充いたしまして、操業自粛により漁業者の収入が減少し続けたとしても、保証水準は原則平成29年の契約から下がらないように措置したこと、それから、定置漁業の放流作業や魚探等の機器導入支援を措置したこともあわせて説明させていただいて、こうした支援策をフル活用して何とかこの局面を乗り切りたいというご説明を差し上げました。

今期の状況は、北海道道南地区の定置網による大量漁獲が主要因と考えておりますけれども、我々としてはこうした事態が二度と繰り返されないよう万全の対策を講じなければならないと考えております。ことし7月から沿岸漁業でもTAC管理を開始するとともに、今期の管理を徹底するためにも、「獲り得」ですとか「正直者が馬鹿を見る」ということのないように、少しでも不公平感をなくしてやられていきたいというふうに考えているところであります。

具体的には、TAC管理での厳格化として、よりきめ細かな緊急報告や漁獲計画の作成を進めること、それから、今期の獲り控え分の来期での上乘せ配分、そして、超過都道府県における超過量の来期での一括差し引きということを行うこととしておまして、この後、担当から詳しく説明させますので、ご意見、ご質問をいただければというふうに思っております。

いずれにしましても、水産庁としては責任ある漁業国として孫子の代まで豊かな海を残すべく、漁業者を初め流通・加工業者、消費者の皆様など幅広い関係者のご理解をいただきまして、クロマグロの管理を進め、我が国の責務を果たしていきたいと考えておりますので、皆様のご理解、ご協力を再度お願い申し上げます。

議題の中には、水産改革についての情報提供もごさいます。昨年4月には水産基本計画が見直されまして、さらに、12月には農林水産業地域の活力創造プランというもののの中で、水産政策の改革の方向性が示されたところであります。これを受けまして、現在、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスのとれた漁業就労構造を確立するということを目標として、検討を進めているところであります。今後、目指す水産資源の管理を考える上でも、このクロマグロの取り組み、関係国との合意を形成した上で、目標を設定して取り組むと。それも、漁獲量管理との相性の悪い定置漁業者や多数の釣り系の沿岸漁業者まで含めて、そういう取り組みをするという、まさにこれから我々が施行していこうとしている資源管理の先駆け的な取り組みだというふうに思っております。ここまですまじくいった面あるいは難渋している面、両方ありますけれども、そういうことを全部ひっくるめて、今後酌み取るべき教訓がこの中にたくさんある、これからも一生懸命これに取り組んでいくことで得られる教訓がたくさんあるだろうなというふうに思っているところであります。

その他の改革につきましても、顕在化する海洋環境の変化ですとか、活発化する外国船操業、そして、本格的な人口減少時代を迎えた我が国の社会情勢も踏まえて、将来の浜の姿を見据えつつ、今の時点で何をどこまで見直しておく必要があるのかということは今、真剣に検討を進めているところであります。

今、置かれている水産行政の一端をご紹介したわけでごさいます。本日の委員会におきましても、どうか熱心なご検討、ご議論をいただきますようお願いいたしまして、私の

冒頭の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（竹越） それでは、続きまして、議事に入ります前にお配りしました資料の確認をさせていただきます。

お手元、封筒の中ですけれども、本日の議事次第で、右側ホチキスでとめてあるものですが、委員名簿、それから、配席図、出席者名簿等々の載っているものが1つ。それから、ホチキスどめで資料1から資料6までございます。途中でも構いませんので、不足等ございましたら事務局までお申し付けいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは次に、本委員会の会長は11月まで松岡委員、それから、会長職務代理には山川委員にお引き受けいただいておりますが、今般の任期満了に伴いまして、両名ともご退任となっております。

このため、現在、不在となっている会長等の互選についてお諮りしたいんですけれども、当面の本委員会の議事進行につきましては、会長の互選が行われるまで、事務局で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○事務局（竹越） ありがとうございます。

それでは、事務局にてしばし進めたいと思います。

それでは、委員会の概要と先ほど長官からもありましたけれども、委員の構成、任期等について若干ご説明したいと思います。

お手元、資料1でございます。資料1で広域漁業調整委員会の概要でございます。

資料1の1のところ委員会設置とございますけれども、この委員会は、いわゆる我が国周辺水域の水産資源の管理を的確に行うというために、各都道府県の区域を越えて分布回遊する魚種に関しまして、大臣管理と、それから、複数の知事管理にまたがるもの管理上の漁業調整を行うということを目的に平成13年の漁業法の改正によりまして、国の常設機関として設置しております。

本委員会のほかに瀬戸内海の委員会、それから、日本海、九州西の広域漁業調整委員会の3つの委員会がございます。また、これら3委員会の下部組織には、太平洋北部部会、太平洋南部会がございます。

具体的には、2ページ、3ページに各委員さんの都道府県のお名前ですとか、各都道府県の海区委員会とこの広域漁業調整委員会の関係などをまとめております。

4ページの日本地図の右側、太平洋側が当委員会の管轄ということで、先ほど申したとおり太平洋北部と南部の部会があります。この両部会は、例年秋、11月ごろの委員会の際に部会を開いております。本日は委員会のみ開催となっております。

5ページ以降は事務規程となっておりますので、ご一読をいただければというふうに思っております。

この委員会の構成は先ほどのとおり都道府県海区の互選委員、それから、農林水産大臣選任委員、学識経験委員も含めて計28名からなっております。委員の任期としましては、海区互選委員の皆様は平成29年10月1日から平成30年9月30日までの4年間、大臣選任委

員の方々は平成30年3月13日から平成34年3月12日までのそれぞれ4年間ということですので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議題1に入りたいと思います。

会長等の互選についてでございます。会長及び会長の職務を代理する者の互選についてでありますけれども、これらの者につきましては、漁業法第114条で準用する同法第85条の2の規定や漁業法施行令第3条の規定、それから、当委員会の先ほどの事務規程等々により、委員が互選することとなっております。

お諮りいたしますが、どなたか立候補あるいは推薦される方がいらっしゃいましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木（廣）委員 先ほどの事務局の説明で、本委員会は複数県にまたがる広域資源の管理に関しての協議を行う場であるとのことでありましたので、会長にはこれまでもそうだったと伺っておりますが、中立的な立場の学識経験者のほうがよろしいのではないのでしょうか。

○事務局（竹越） 今、鈴木委員から学識経験の方ということでご意見がございましたが、ほか、具体的にどなたを推薦したいなど、ご意見ございますでしょうか。

川崎委員、お願いいたします。

○川崎委員 今、鈴木委員のお話を聞きまして、私も全く同感でございます。でき得れば東海大学の関委員をお願いをしたいというふうに考えております。また、会長職務代理は、海区の互選委員か大臣選任委員どちらでもいいということがございますので、でき得れば愛知県の船越委員をお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局（竹越） ありがとうございます。

そのほか、ご意見ございますでしょうか。

ただいま鈴木委員からのご意見と、川崎委員からのご意見ということで、会長には学識経験である東海大学の関委員、それから、会長職務代理には愛知県の船越委員ということございましたけれども、そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りしたいと思います。

今のとおり、会長には関委員、会長職務代理には愛知県の船越委員をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○事務局（竹越） ありがとうございます。異議なしということでございますので、会長には関かずみ委員、会長職務代理には海区互選委員から船越茂雄委員をお願いしたいというふうをお願いいたします。

それでは、関委員、会長席のこちらにご移動をお願いいたします。

（関会長 会長席へ移動）

○事務局（竹越） それでは、関会長と船越職務代理に就任に当たり、一言ご挨拶をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○関会長 ただいま会長の職を仰せつかりました東海大学海洋学部の関と申します。よろ

しくお願いいたします。では、すみません、座らせていただきたいと思います。すみません。

ちょっと簡単に挨拶させていただきたいと思うんですけども、年齢はともかく経験的に非常に若輩者で、大役を仰せつかって戸惑っているところですけども、しっかり勉強をなさйтеということなんだろうなというふうに受けとめまして、真摯に務めていきたいと思ひます。皆様のご協力あつての会議というふうに思ひておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

私はずっと漁村の調査をしておりまして、特に漁村とか漁業にかかわる女の人たちが、今、企業活動を頑張っておられる人たちがたくさん出てきていますけれども、そういった漁村の女性たちの応援団ということで、ネットワークづくりとかいろんな研修を企画したりとか、そんなことを一番の仕事としてやっております。こういうことをやっている中で非常に思うのは、そういった活動もやはり地域の漁業とか水産業というものがしっかり立っていなければできない、ということをご日常感じております。

現在、日本の漁業自体が非常に大きな転換期を迎えているときだなというふうに思ひわけです。どういう形になっていくかというところは、もうみんなでいろんな意見を出しながら見守っていかなければいけないところだというふうに思ひているんですけども、それでもとにかく最終的な目的は漁業とか水産業に携わる人たちがきちんとそれで暮らしていけるということ、そういう形をつくっていくことが一番大事なことだと思ひますし、日本にとっては数少ない資源である水産資源を生産する人、活用する人、それから、消費する人、みんながその恩恵を受けられるというような環境、それは自然的な環境もそうですけれども、社会的な環境ということもあつて思ひます。そういうものをどう保ち、どうよくしていったらいいかということをご考え実践していくことが大事なことなんじゃないかなというふうに思ひております。

この会議は、太平洋側のいろんな都道府県の漁業関係者の方たちが集まる重要な機会だなというふうに感じております。20年先、50年先の漁業とか漁村とか水産業とかというものがどういうふうにあつてほしいか、どういうふうになきゃいけないのかということをごきちんと見据えて、建設的な意見交換の場としての会議になるようにというふうに願ひております。できる限り皆様からたくさんのご意見をまずは提示していただくということも大事かなというふうに思ひますので、それをしゃべりやすい雰囲気づくりをすることが私に課せられたミッションだというふうにも思ひておりますので、ひとつ皆様、よろしくお願いいたします。

○事務局（竹越） 続いて、船越職務代理、お願いいたします。

○船越委員 ただいま職務代理を仰せつかりました愛知県の船越です。会長を補佐しまして、一生懸命やつていきたいと思ひます。

私も何回かこの会議に出てきた中で、2つほど問題意識がございます。

1つは、私も沿岸漁業を長いこといろいろ調べたり、また、漁業者とおつき合いがあつたんですけども、今の縮小・再生産を繰り返している日本の漁業がこの先どうなるかということ、現場へ行くと見通しを求められることがたくさんあります。私は、人やもの

や生産体制が今、再編されつつあって、これは日本の漁業が再生の道を今たどっているんだと。いずれは世界の幾つかの国で花形産業と言われるような、そういう漁業に向けての今、再生の途上にあるんだと、そういう言い方で漁業者の方にはお話しさせていただいております。こういう見方が正しいのかどうかというのが私の1つの問題意識でございます。

もう一つは、今、海も変わっておりますし、資源の魚種組成、魚種交替が非常に大きく進行しております。漁業はこれに対して臨機応変に対応しなければいけないわけでありませけれども、この会議では幾つかの魚種の資源評価、また、漁業のそれに対する対応の仕方について議論されてくるわけでございますけれども、そうした海も資源も大きく変わる中で、漁獲という行為を通じてどこまで資源のコントロールが人為的に可能であるのかどうか、こういう本質的な議論もこの会議では今後必要ではないかなというふうに、そういう問題意識を持っております。

以上の2つの漁業に対する見方を検証しながら、私もこの会議に参加して、職務代理の大役を務めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。
○事務局（竹越） ありがとうございます。

それでは、この後の議事進行につきましては、関会長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○関会長 よろしく願いします。

それでは、議事を進めさせていただく前に、後日まとめられます本委員会の議事録署名人を選出しておく必要がございますので、事務規程第12条により、会長の私からご指名させていただきたいと思っております。

まず、海区互選委員からは静岡県の鈴木委員、それから、大臣選任委員からは井上委員、このお二方に本日の委員会の議事録署名人をお願いいたします。よろしく願いします。

それでは、議題2に入っていきたいと思っております。太平洋南部キンメダイに関する委員会指示についてということで、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（竹越） それでは、事務局です。

資料は、資料2と資料2-2でございます。資料2のほうが本日お諮りします委員会指示になりますが、その前に資料2-2のほうからカラーのほうをめぐっていただいて、キンメダイ資源状況と対応方向について若干概要をご説明したいと思っております。

資料2-2でございます。

1ページおめくりいただきますと、1番でキンメダイの生態と漁獲動向についてでございます。

ご案内のとおり、キンメダイの分布生態でございますけれども、我が国周辺では、この地図にありますとおり赤あるいはピンクで示された部分が主な漁場で、濃い赤が産卵場、左側の日本地図のところでございますけれども、このようなところに分布しております。稚仔魚が黒潮に乗って運ばれて、初めは浮遊性で生活していて、成長とともにだんだん深く潜っていき、最後は海山等の海底で生活していて、大きくなってからは、ほとんどはそのまま底のほうにいるというような状況になっております。

このキンメダイの管理ということで、2ページ目のほうでキンメダイの成長ということ

でございます。

我々は1都3県と呼んでいるんですけれども、東京都、千葉県、神奈川県、静岡県で主に資源管理の協議をいたしておりますけれども、成熟開始が大体4、5歳と呼ばれていますので、この協議会においては、3歳より小さいのを未成魚、それより大きいのを成魚、いわゆる卵を持つかどうかという意味で分けて考えております。寿命はかなり長く、26歳以上となっております。

下のほうがキンメダイの年齢別の漁獲状況であります。尾数の統計になりますけれども、キンメダイの場合は、この1歳から3歳が未成熟に先ほどのとおりなんですけれども、この青色がちょうどそれになりますけれども、ここの漁獲割合というのは13%ぐらいで、大体44%ぐらいが次の緑色の4歳から6歳ぐらいというふうに言われております。その後、7歳、10歳の層がだんだん出てくるという形で、4歳から6歳が多いと。ですから、尾数から見ますと、ある程度バランスは悪くないような形で漁獲はされているんじゃないかなというふうに考えております。

1枚おめくりいただきまして、キンメダイの漁獲動向ということで、1976年から統計がございまして、最近年、2016年までということでございます。いい年、悪い年あるんですけれども、だんだんやっぱり漁獲というもので見ていくと、右肩には下がっております。それぞれ2005年から2009年、最近年にいきますと大体7,000トン台ぐらいで安定していたと。ですが、その後はぱっと減少傾向に2010年以降は入っていったというふうに見ております。

キンメダイはこの2002と2001とか、2004から10とこの赤い丸で囲ってあるところがあるんですけれども、卓越的と言ったらいいんでしょうか、湧くように生まれるような年がありまして、こういうときには漁獲量が伸びていて、恐らく資源量もある程度あるんだろうなというふうに捉えております。ですから、こういったところの管理を卓越的であったときに、足元でそれが起きているかどうかというふうに判断するかという難しい議論はあるんですけれども、こういったときに何とか我慢していくと、先ほどのとおり26歳までとで長く生きる魚ということであれば、非常に大事なポイントになるんじゃないかなと我々は考えております。

下のほうが水研機構さんに今の漁獲を継続した場合、この後、資源量あるいは漁獲量がどのようになっていくのかという試算をしてもらいました。そうしますと、資源量が赤い線ですけれども、やはり予想どおりといいますか、右肩下がりで落ちていくというような状況でございます。ただ、資源のほうはある程度来ても長く生きるものですから、4歳から6歳の漁獲が中心ということでいきますと、漁獲量でいきますと、実績でいくと1,000トンぐらい下がっているの、これは漁業者さんの生活という意味ではかなりインパクトがあると思っておりますけれども、資源量ほど見た目は出てこない、それぞれ漁師さんの腕というのもありますので、そのような漁獲を見ながら、資源を何とかある程度維持していくような取り組みが必要だろうというふうに考えております。

次のページにいきまして、これまでの取り組みということであります。

これまでの知見からしますと、まずは1都3県におきまして、ここが一番濃い漁場にな

っておりますので、まずはここでしっかりと資源管理をしていってはどうかと。それから、1都3県でやるのにあわせて、黒潮によって卵が輸送したり親魚もある程度移動はするものですから、こういったところの連携ですね。この地図でいきますと、ほかの青いところとの連携、こういったものも視野に入れて、ただ、まずは一番密度の濃い関東近辺の海域で進めていってはどうかというふうに考えております。

1枚進めていきまして、現行の取り組みであります。

まずは漁獲努力量水準を適切に維持していくということで、1都3県の皆様には関連漁業ということで、自由漁業のたて縄、それから、東京、静岡などの底立てはえ縄、それから、この後、本委員会で委員会指示をご審議いただきます底刺し網ですね、こういったところで皆さんの合意を得ながらやっております。具体的な内容は下のところの表にまとめているとおりでございます。

1枚進めていただいて、6ページのほうで回復目標ということでございますけれども、このように今まで先ほどの例のとおりいろんな取り組みを漁業者さんにはこれまでやっていただきました。キンメダイはおととしから、ここ2年でようやく資源評価対象魚種ということで、資源量がどれだけだとか数字がしっかり出てくると。これまではどちらかというと、漁業者さんの肌感覚を大事にしながら休漁をやったり針数をやったりいろんな漁獲努力量管理をしていますが、ここ2年は数字が出てきておりますので、今まで漁業者さんにやっていただいていた取り組みというのが数字的にどういうふうに評価されていくのかという作業にだんだん移行しております。

回復目標的にはちょっと厳しいんですけれども、漁獲圧を3割ぐらい、今の取り組みにプラス3割ぐらい削減をしないと、このグレーの部分ですけれども、資源の維持ができない。3割でようやく若干気持ち右上に上がっているかなと。45%が60%にすれば劇的に変わるんですが、ただ、ここまでやってしまうと漁業者さんの生活というものも見なければいけない、資源も見ながら生活を見なきゃいけないというところでもありますので、我々としては、まずは30%が最低限のラインになってくるだろうというふうに考えております。

下のほうがこの後、こういった協議会等々で議論をしていくポイントになっておりますけれども、まずは、1つ目は、資源は減少しているというので一致しております。それから、漁獲圧の増大は減少傾向を加速させてしまうので、将来に向けてこの漁獲圧の削減、これをやっていこうと検討しております。それから、小型魚を大事に利用していこうと。こういったものをやる観点から、まずは目標ということで最後のポツのところですが、まずは回復目標ということで、資源量を歴史的中間値の3.89万トンまで回復させるのをまずは1つの大きな目標にしよう。その上で、暫定目標という形で、当面現行の資源量は2.44万トンと言われておりますけれども、これを下回らないようにしっかり管理していこうということで合意をしております。

次のページ、最後になりますけれども、これは2月の協議会のほうに報告した内容ですが、キンメダイは1都3県で協議会という親委員会をつくっております。その中に漁業者代表部会という部会をつくっております。部会から協議会に対して提案し、合意をいただきましたけれども、まずは三本西というキンメダイの密度が濃い漁場があるんですけれ

ども、ここで1都3県の休漁日の設定をしていこうと。三本西での操業日数が少ないところもありますので、こういったところでは休漁相当の代替措置を考えていくと。それから、漁獲努力量3割減に対してどういうふうに進めていくか、具体的にどうやっていくかというのを来年度の部会で、年2回開いて、ここでまとめていきたいというふうに考えております。

こういった状況を基礎といたしまして、資料2のほうに戻っていただきますと、太平洋広域漁業調整委員会指示でございます。こちらが皆様にきょうお諮りするものでございます。先ほどの沿岸の漁業とは別に太平洋の底刺し網という、大臣許可も持っている大きい漁船なんですけれども、1ページの下のところ斜線の部分が当委員会での規制海域である、いわゆる通称ポケット公海と言われているこの白い抜いてある部分は大臣許可漁業で操業できますが、ほかの斜線の部分に関しましては、当委員会の承認という形で、引き続き先ほどのような資源管理を進めるためにも委員会指示というのを発出いただきたいというふうに思っております。

具体的には、3ページに委員会の指示の案を載せております。例年出している指示でございます。変わっている部分のみ申し上げますと、まずは4行目の本日の日付で、平成30年3月27日ということで、会長さんは先ほど互選いただきました関委員のお名前を入れていきたいと思っております。

それから、2番のところの操業の承認のところの平成30年4月1日から平成31年3月31日までという部分の日付、それから、あわせまして、次のページの4ページのほうの7番の指示の有効期間ということで、平成30年3月27日から平成31年5月31日までという形でやっております。管理につきましては、先ほど冒頭ご説明申し上げたような形でしっかり進めていくとともに、あわせまして委員会指示のほうでも承認制ということで管理を進めたいというふうに思っております。よろしくご審議のほうお願いいたします。

○関会長 ご説明ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見等あれば伺いたいと思っておりますので、ご意見ある方は挙手を願いたいと思っております。

キンメダイにかかわっていらっしゃる方々もいらっしゃると思うので、もし静岡県の鈴木さんあたり、何かご意見、コメント等ありましたらお願いします。

はい、鈴木委員。

○鈴木（精）委員 キンメダイにかかわっているといても、我々は本当の沿岸の零細漁民でありまして、この底刺し網をやっているような漁場とは本当に遠い、そういう世界です。ただ、今、資源管理的に低位横ばいとかそういう形になってきているときに、やはり目を向けられるのは、先ほど1都3県という話が出てきましたけれども、そういうところで針数を減らしたり操業時間を考えたりという、そういう協議をしていますけれども、それを沿岸漁業だけでなく、やっぱりキンメダイに携わる船、全ての魚種、魚種というか全てのところに同じような形で資源保護の協力をしてもらえればありがたいなと思っております。

○関会長 ありがとうございます。

ほかに。ではお隣の神奈川県宮川委員さんも、コメントがありましたらお願いします。

○宮川委員 私も静岡県の鈴木さんと同じで沿岸漁業をやっているんですけども、これは皆さんと協力して今、キンメの資源をどうしていこうかということで、年に全部で3回協議しています。少しずつですけども進展していますが、なかなか3割削減というのは厳しい状況でありまして、現実的にどうなのかな、と思ったりもしているところですけども、皆さんと協力して資源保護に向けてやっていきたいと思っているところです。

このキンメの刺し網漁業の承認なんですけれども、これは例年どおりということなので、このまま承認していただければと考えております。

以上です。

○関会長 ありがとうございます。

ほかにご意見ございませんでしょうか。

はい、北門委員。

○北門委員 竹越さん、わかりやすい説明ありがとうございました。

6ページの上段に回復目標の候補ということで、大変わかりやすい図がありまして、資源量と、それから、親魚量の1998年以降の動向が示されていて、かつ漁獲圧の削減程度に応じて将来、資源量がどのように変化するかということが大変わかりやすく記載されていると思います。

1つ質問なんですけど、漁獲圧30%ですと、現存の資源量レベルを維持できるということなんですけれども、同様のことが親魚量についても成り立つかどうかということだけ確認させていただきたいんですけども。

○事務局（竹越） ちょっと今、手元に数字はございませんけれども、親魚量についても確認して、同じようにしっかりと、資源量だけですと卓越に影響されてくるかと思しますので、親魚のほうも水研のほうで評価していただいて、同じような形でやっていきたいと思えます。数字はもう一回戻って確認させていただきたいと思えます。

○関会長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

よろしいでしょうかね。

それでは、意見が出尽くしたということで、本委員会としては太平洋広域漁業調整委員会指示第28号を本日付で発出することとしたいと思います。今後、当委員会指示の字句であるとか技術的な修正は会長一任とさせていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○関会長 ありがとうございます。

そうしましたら、議題3のほうに移りたいと思えます。太平洋クロマグロの資源管理についてということで、事務局より説明をお願いします。

○事務局（竹越） それでは、お手元資料、資料3でございます。太平洋クロマグロの資源管理についてというカラー刷りのものでございます。

1枚おめくりいただきまして、Iの太平洋クロマグロ小型魚の沿岸漁業における操業自粛についてということでございます。

1番のところでクロマグロの管理の経緯について概要をまとめております。皆様ご承知とおり平成27年から小型魚4,007トン、大型魚4,882トンにした管理を開始しまして、当時はブロック管理から始めましたけれども、今は定置共同管理あるいは都道府県別の管理という形で進めております。

具体的には2ページの上のほう、2番の管理期間ごとの漁獲枠と実績というところに図表でまとめております。

現在の沿岸漁業の管理期間はこの緑色の沿岸漁業といったところで、赤い字で枠1,739トン(2,019トン)と書いているところが今の第3管理期間でございます。この管理は沖合漁業、いわゆる大中型まき網や近海さお釣りなどの大臣管理漁業と、沿岸漁業でそれぞれ管理期間が分かれております。前者の沖合漁業、大中型まき網とか近海さお釣りは1月から12月の暦年管理をしておりますけれども、沿岸漁業は半年ずらしまして、7月から翌年の6月という形になっております。

第1管理期間のオレンジ色のところは最初というところで、沿岸漁業で1年半の管理をしておりますので、少しいびつになっておりますが、その後からは半年ずれたような形で、青色が第2管理期間、緑色が第3管理期間、そして、ピンク色、赤色が第4管理期間ということで、いわゆる大臣管理漁業、沖合漁業のほうは既にことしの1月からTAC法に基づきます数量管理ということで開始しております。ですので、沿岸漁業はまだこの緑の部分ですので、ことしの6月までは現行の自主管理期間、この後、7月からTAC管理の開始を予定しているというような状況でございます。

この緑色の7月から6月の沿岸漁業を含め、全体の管理状況をまとめましたのが2ページの下の方のいわゆる地図でございます。

我が国全体の足元の3月14日の時点でありまして、小型魚のクロマグロの漁獲数量は3,367.8トン。これに対しまして漁獲上限は3,423.5トンということで、冒頭、長官の長谷からもございましたとおり消化率が98.4%まで進んでいるというような状況でございます。

まき網などのいわゆる沖合漁業、大臣管理漁業のほうは既に1月から12月というところで終了いたしておりますけれども、まき網のほうは1,219トンということで、漁獲枠1,500トンに対してですので、二百数十トン余り残して管理を終えたというようなことであります。現在、知事管理のところは2,019.4トンということで、漁獲上限1,739.2トンに対してオーバーしていると。全体で見ても、この先ほどのまき網の残りを充当したとしても、かなり日本全体の数字ということでも際どい状況となっております。

これの主要因ということになりますけれども、2ページの下の方のところ、定置網共同管理の北海道のところは自分の枠の10倍以上、600トンということで、前回の委員会でも北海道の委員さんや、道庁の御担当者の方からもご説明をいただいたところでございます。

具体的には3ページの上の方のところ、北海道の定置漁業で、5日間で350トン余りといったというのが主要因になっているかと思っております。

3ページの下にこれまでの管理期間での累計の漁獲量を示しております。私も浜回りしているときにこの北海道以外の漁業者さんに話すんですけれども、緑色の実線が第1管理

期間、青色の実線が第2管理期間の累計の漁獲量と。赤い実線が第3管理期間で今回なんですけれども、先ほどのような定置の大量漁獲が無ければ赤い点線になっているということで、北海道の方には申しわけないんですけれども、北海道がなければ比較的ほかの皆さんというのは管理がある程度は効いていたのではないかと考えております。ですから、自分だけが一生懸命厳しくやっているということではなくて、繰り返しますけれども、先ほどのようなやっぱり大量漁獲がどうしても効いてきているというような状況でございます。

それから、本当に申しわけなかったんですけれども、1月23日にかかなり強目のブレーキということで、全ての漁業者の皆さんに操業自粛要請をかけておまして、その後、赤い実線でいきますと、2月、3月というところでありまして、若干は数字上伸びたところもありますけれども、グラフ上で見ますと、大分おさえが効いてご協力をいただいているのではないかなというふうに思っております。私も第1管理期間の最初のほうから担当していましたので、本当に大変なお願いを皆さんにしなければいけなくなって、本当に申しわけなかったなという思いであります。

1ページ進んでいただきまして、4ページのところです。

クロマグロの漁獲動向ということで、毎年どれだけクロマグロが生まれているかというのが指標で出ております。水研・教育機構から出されているものなんですけれども、これまではこの加入量というのが大体平均が1,300万尾と言われていて定位水準、平均に達しない800万尾とか700万尾とか非常に少ない量だったんですけれども、それが2014年ぐらいまでだったんですが、その後は3年連続で加入がよくなってきていると。そうしますと、沿岸への来遊というのが多くなってくるのではないかと。それから、漁業者さんの肌感覚でいきますと、日本の漁獲は30キロ未満の小型魚の漁獲が大宗を占めておりますので、国際的な資源評価は親魚でいくんですけれども、目の前の海にいる小型魚というのは、漁師さんの肌感覚としてはふえて見える。他方で国際的には親魚で評価しておりますので、3歳で20%、4歳で半々、5歳で100%と、この成熟割合でいきますから、国際的にはまだまだこれを完全に親にしていけないと資源というのはふえた形にならないと。このギャップといいますか、この肌感覚のずれ、最大5年間、短くとも3年のずれがありますので、この辺を丁寧に説明しながら、何とか親魚をふやしていきたいと思っております。

4ページの下のところは第3管理期間の見通しということで、先ほどのそれぞれの枠に対してどれだけ余っているかというのを数字で示したものであります。

1ページ進めていただきまして、国際的なWCPFCでの漁獲制御ルールに関してであります。

我々は1月に非常に強いブレーキを踏んだわけなんですけれども、1つ私も懸念したのがこのルールの部分です。資源回復目標の達成確率が75%以上、すなわち順調に資源が回復しているとなりますと増枠という形になるんですけれども、逆に60%を下回ると管理措置が自動的に強化、いわゆる枠が減らされる懸念が出てくるということで、第2管理期間、去年の6月までの時点の管理期間で333.5トンの超過がございましたので、仮に2年連続、今期の第3管理期間でも超過するようなことになってしまうと、我々はこのアの75%の増枠を目指して一生懸命皆さんと一緒に管理をしてきたんですけれども、逆のこの60%を下

回った場合、こちらになってしまう可能性が出てくるというので、日本全体の不利益になってしまうということもありまして、理不尽なお願いにはなりませんが、全体の利益も考えますと、ここで一旦第3管理期間、何とか管理をしていかなければいけないような厳しい状況にあるということで、9番のところの第3管理期間の対応というので作業自粛要請、それから、クロマグロ対策の支援策、それから、浜回りなどを通じた理解の醸成というのを図っていきたいと思っております。

6ページにはクロマグロの管理対策として4億円の対策をお示ししております。

左側が収入安定対策で、いわゆる平成29年度水準から前回契約からは下がらないように措置していくと。これまでは5中3で計算しておりましたから、基準収入が下がってしてしまう。そうしますと、クロマグロの管理をするがために収入が下がって、なおかつ基準となる収入算定額も下がっていきますと、なかなかうまく管理ができないということで、平成29年度水準からはもう下がらないようにする。この例でいきますと、前回例えば900万であれば、900万よりはもう下がらないようにするという措置でありますので、こういった点を活用しながら、ぜひ資源管理にご協力いただきたいと考えています。

それから、あわせまして、定置のほうではなかなか管理が難しいというところもありますので、右側では放流作業の定額の支援あるいは魚探など機器整備、こういったものも2分の1の補助していると。それから、技術開発ということで、今まで青森、岩手でやっていただいておりますけれども、こういった定置での技術開発というのもあわせて進めていくことで、何とか皆様方のご協力を得ながらこの第3管理期間を進めていきたいというふうに思っております。

具体的な対応が次のページのⅡのところでございます。

第4管理期間における対応方向ということで、先ほどから繰り返しておりますけれども、北海道の大量漁獲のような事態が二度と繰り返されてはならないというふうに思っております。このためには、まずは予定どおり、ことしの7月からは資源管理法、TAC法に基づきます数量管理を開始していきたい。それから、あわせて漁獲枠を守っていただくというのは管理の徹底がまず必要で、管理の徹底をするためには、この獲り得であったり正直者がばかを見るようなことがあってはなかなか納得感が得られない。資源管理をするためには漁業者の皆さんの納得感が必要だろうと、不公平感をなくしていくことが必要だろうと、そのように考えております。

具体的な措置といたしましては、8ページ以降であります。

まずは上の段のほうで、1番でTAC管理の厳格化ということで、これまでなかった都道府県での留保枠の設定というのを各県にお願いしたい。それから、漁獲時のよりきめ細かな緊急報告ということで、今であれば原則1日1トンということで緊急報告をいただいて、何度も出して申しわけないんですけれども、北海道であれば9月29日にどっととれておりますから、このときにすぐ我々のところに一報が来る体制、それから、土日、休日を含めて一報が来る体制というのをしっかりつくっていきたくと。それから、あわせて月別の細分化、月別にやっぱりしっかり関所を細かく設けてとめていかないと、ある地区が管理年の最初のほうでとってしまうと、あとの地区に毎年しわ寄せが行ってしまうと、やは

りこれも不公平感になりますので、しっかり月別に細分化していくと。こういった漁獲計画をつくって対応していきたいというふうに考えております。

あわせて、やはり獲り得にならないようにという意味も込めまして、とり控え分について上乘せ措置というのを我々は何とか考えたいと思っております。具体的には2番のところですが、今回、とり控えにご協力いただいた都府県の残枠分については、第4管理期間、今年の7月からの第4管理期間において国から上乘せ配分を検討したいと思っております。我々として何とかいろんな枠を当初のところにかき集めまして、第3管理期間でご協力いただいたところには報いたいというふうに思っております。ただ、どうしても全体合計量の4,007トンという枠がありますから、一括で上乘せ配分ができない場合は数年かけて分割してでも対応したい、というふうに考えております。

この財源は2つ目のポツのところ、超過県からの差し引き量、これを活用したいというふうに思っております。

あわせまして、9ページでありますけれども、差し引きについてですけれども、昨漁期の第2管理期間は、今まではその県さんの当初枠の2割までという形にして、残りは複数年分割でいいですとしておりました。ただ、そうしたところ、私も浜回りをしていて正直な漁業者さんは、ちょっと2割の差し引きだと少しだったら超過したほうが得かな、といった発言を耳にしたり、いろんな電卓をたたくといいですか、そろばんをはじかれる方もいらっしゃるようで、誤解もあるように思います。そうしますと、これもやはり不公平になってまいりますので、今回の件もあわせまして、第4管理期間からは第3管理期間分は原則どおり一括で差し引くということをしていただきたいと思いますというふうに思っております。ただ、一括で差し引けない場合に限って、ゼロトンになってしまうようなところに限りましては、分割での差し引きをお願いしたいと思っております。

その上で、そうしたきちっとした原則論にのっとり計算の上で、ただ、そうはいってもゼロトンになってしまった場合、4番のその他でありますけれども、ただ、漁業はそのまま続けるわけですから、クロマグロは漁獲としては中止になりますけれども、定置とかクロマグロ以外を狙った操業というのはどうしてもありますので、こちらまでダメにするというのは、我々はそういうことを考えているわけではありませんので、あくまで漁師さんがしっかりと生活していけると、産業として成り立つというのは前提でありますので、やむを得ない混獲というのは必然的にありますので、この分は最小限の量を数トン程度配分するということを考えていきたいと思っております。いずれも各都道府県さんのご意見もお伺いしながら、浜の意見もお伺いしながら進めていきたいと、ここまでが第4管理期間の対応であります。

次から少し毛色といいますか、話の内容が変わりまして、Ⅲで大型魚、クロマグロの大型魚の管理についてお話をさせていただきたいと思っております。今までは小型魚中心でしたけれども、この後は大型魚であります。

小型魚の管理をしっかりしていったら、先ほどの加入量もだんだんよくなってまいりますと、思い起こせば平成27年からこの管理を始めていますけれども、平成27年にちょうど生まれたマグロというのがゼロ歳だとすると、ことしが多分3歳になってきていて、大型魚

にだんだんなってくる。小型魚の管理で半減をして、その効果としては大型魚がふえていく。そうすると、いわゆる国際的な資源評価も上向くだろうというふうに我々は考えております。ただ、そうすると、大型魚の管理というのもある程度していかないと、今まではここの左側の累計の図表のとおり、平成27年が青色で、赤色が平成28年で、グレー、ねずみ色が平成29年なんですけれども、毎年、毎年やっぱり大型魚というのはふえておりますので、そういった意味では大型魚の管理というのも全体合計4,882トンで今まで管理してきましたけれども、この後はある程度数量を振って管理を進めていきたいというふうに考えております。

1 ページ進めていただいて、具体的に大型魚の配分についてでございます。上のほうが配分の考え方の概要をまとめたものです。下のほうが実数値になります。

下のほうでご説明いたしますと、この大型魚の配分について②のところですが、大臣管理（沖合）漁業、ここが留保後の漁獲枠、右側ですが、2,980トンというのが今も資源管理法に基づくTAC管理がスタートしている大臣管理のほうに振っている数字でございます。これは昨年12月の水産政策審議会で承認いただきました国の基本計画で定めているものであります。この大臣管理の中には、例えば大中まきでありますと2,813トンといったような数字を振って、これにまき網は細かい話をしますと、小型から大型に振りかえた分がありますので、250トン不足されたりするわけですが、それぞれ漁業種類の枠を振ってやっていると。この後、7月から沿岸のほうもTAC管理を進めてまいりますので、今までは差し引きの数字で出ていたんですけれども、表でまとめますと、知事管理の沿岸の1,174トン、この部分に関しましても都道府県別の管理というのを進めさせていただきたいと。あわせて大型魚の場合は半減措置でありませぬので、そういった意味で留保ということで全体の1割程度、728トン国で留保として持たせていただいて、その上で各県あるいは漁業種類ごとの管理をしたいというふうに思っております。

あと、最後に12ページのほうでそれぞれ月別の漁獲状況を資料として並べたものであります。

左側が大型魚、右側が小型魚になっております。上の段がそれぞれ大中まき、下のほうが沿岸漁業になっております。ここで見えますのは、沿岸漁業は7月始まりのこれまで6月で管理を進めてまいりました。これは最初のほうで浜回りを平成27年から始めたので、26年ぐらいに全国50カ所以上、浜回りを私もいろいろ回って、それぞれ沿岸のほうの管理期間というのを議論したんですけれども、1月から12月にしてしまうと、12月がどうしても年末年始で魚価が上がってくるであろうと。ここで仮に数量が積み上がってストップしてしまう、いわゆる操業自粛要請になってしまった場合に、なかなか値段がいいときにとまるのはしんどいという話もありまして、管理年というのは漁期になるべく合わせるという形で7月から6月、その当時にあったデータで見ますと、大体7月から6月ぐらいの傾向があったのでそうなっているんですけれども、ただ、その後、細かくモニタリングという形で各沿岸漁業の皆さん、それから、大臣管理の皆さんから報告をいただいた月別の数字を並べてみますと、実は4月ぐらいが端境期で、その後、5、6、7、8月とかになっているというのがありますので、管理期間をどういうふうな形でやっていくのがいいのか。

基本は今、7月から6月で進めていますから、そういうことなんだろうとは思っておりますけれども、ただ、他方でやっぱりエビデンスに基づく政策といいますか、管理といいますか、そういうのでいきますと、このエビデンスに基づくもののデータ上はこういった傾向を示しているのです、そういう意味では4月から3月とか、例えばですけれども、5月から4月でもいいですし、3月から2月でもいいんですが、春ぐらいに管理の開始と終わりを持ってきていたほうがどうもクロマグロ全体の平均でありますけれども、いいのではないかというふうにも考えております。この辺は皆様方からのご議論で、4月から3月とかこういったものがないということであれば、我々としてもそういった方向で検討をしたいと思っております。

いずれにしても、やっぱり管理というのはこういったデータに基づきながら、漁業者さんの肌感覚も大切にしながら進めていきたいと思っております。

以上、クロマグロの資源管理の状況でございました。

○関会長 どうもありがとうございました。

今いろいろデータ等も含めてご説明いただいたわけですが、ご質問とかご意見ありましたらお願いしたいと思います。

どなたかございませんでしょうか。

はい、鈴木委員。

○鈴木（精）委員 小型魚なんですけれども、静岡県で最盛期というか、とる時期が静岡県は遅いわけなんです。というのは、3キロから4キロ、5キロになって、一応メジマグロという大きさをとるには、12月から1月、2月と。去年、おとしもそうというのは、漁業者が漁をし始めて1週間もたたないうちにすぐに操業自粛になると、そういう形になっているのが静岡県の現状です。これが2年続き、3年目になったらどうなるのという部分の中で、先ほどとったものが勝ちだとか、まじめな人が損をすとかという以前に、国からの配分ばかりじゃなくて、これは県で配分をしてもらわないと、各漁協によってやっぱりとる時期、相場のいい時期という部分で影響が出てくると思うんです。

だから、その辺をもっときめ細かくやってもらわないと、現場の漁業者は、やっと釣れ出したというときにすぐに終わっちゃうという、そういう影響が随分出るんじゃないかと思えます。

○関会長 ありがとうございます。

岩手県の大井さん、どうぞ。

○大井委員 この間、質問したんです。現場の声を聞けば、大謀をやっている方から聞けば、30キロ未満というものの放流というのは、すごく面倒なわけですよ。やはり資源管理には大賛成なんだけれども、方法論が全く実態に伴わないとこれは無意味なわけですから、ちゃんとその辺をきちっとしたことを決めてもらわないと。まず30キロといたら、回遊魚では酸欠になったようなもので、1日おけば、もう外へ出しちゃっても死ぬといいます、大謀などは。だから、その辺を今言う基準として30キロの魚といたら、すごく力がありますから、放流というのはなかなか不可能じゃないかなということを言っていますから、それをこの間言ったんですよ。そういうことで、そういった放流の基準ということ

も検討をしたほうがいいんじゃないかという意見をこの間言ったのがそれなんですけれども、以上です。

○関会長 ありがとうございます。

○事務局（竹越） 先ほど鈴木委員からでありますと、やっぱり県別管理をしていかないと、県の中の細かい情勢というのは我々も全て、39沿海地区都道府県の全てを網羅してわかるわけではないというのがありますので、県と協力して、県別に確実に振って、県の中で今お勧めしているのは、例えば月別もそうですし、それから、協定とか県の中で漁協さんを初め、どこがどうとったと。やっぱり国で起きたことが県の中でもとる時期が違うと出てくるといことだろうと思いますので、やっぱり始めて1週間ですぐというのは、それが何年も連続ということであれば、漁業者さんのやる気の問題も出てきますので、そういった意味であれば計画の中でしっかり割り振るといのも大事ですし、それから、協定というような形で各漁協さんあるいは漁業者さんの合意のもと、どういうふうにやっていくかというのをやっていきたいというふうに思っております。

それから、大井さんからありました確かに30キロ以上の大型魚を放流するとしたら、30キロといたら、うちの子は小学校2年生ですけれども、大体それくらいある、約1メートルくらいあって、とても今、うちの子は三十何キロあるんですけれども、よろめきますから、あれの暴れているのを放流するというのは大変だなというのはよく実感をしてわかるんですけれども、なので、小型魚のときに放流というのがやっぱり一番だと思いますけれども、30キロ以上の大型魚に関して放流というのがいいのか、ただ、網を開放しますと、全部魚が逃げちゃいますので。

○大井委員 放流というのは、生きたままぴちぴちしたものをタモですくって放流するのが放流でしょう。だから、その方法がまた違えば、放流しても生きない場合があるわけですから、それを私は言いたいです。

○事務局（竹越） マグロはそうですね。

○大井委員 現場からの話がそういうことなものだからね。

○事務局（竹越） その部分もどんなふうにするのか、ちょっと小型魚のような形ではできないと思いますから、その部分をしっかり研究させていただくとともに、またちょっと浜回りでお伺いしたときに実際の声も聞かせていただきたいというふうに思います。

○関会長 ほかにいかがでしょうか。

では、北門先生。

○北門委員 クロマグロについても、竹越さん、わかりやすい説明ありがとうございます。

太平洋クロマグロについては資源調査研究が充実してしまして、その意味では予算をしっかりと投下していただいたおかげで、例えば4ページの上の図にありますように2014年以降、加入量が改善してきているということで、来遊量が増加する可能性も示唆するような結果が出ていて、こういう兆候をしっかりと前もって把握することができるような調査をしていただいたということはすごく大事なことだと思いますので、継続していただければというふうに思います。

次のページの5ページの上のスライドに関して質問があるんですけども、漁獲制御ルールというのがWCPFCで決められて、合意されているんだと思うんですが、そのルールの中に、ア、イと2つありますけれども、このルールの適用される時期というのはいつなのかと。例えばことし3月に資源評価見直しがあったと思うんですけども、この結果が直接この制御ルールに適用されるのか、あるいは何年後なのかとかそういうことが決まっているのかということとか、あるいはこのアの中の暫定回復目標というのが2024年のことだと思うんですけども、かつ次期回復目標というこの次期というのがいつのことなのかというのが今わからなかったんですけども、質問させていただければと思います。

○関会長 では水産庁、お願いします。

○神谷部長 では、私のほうからさせていただきます。

まず、これが適用になるのは、例えば一番早ければ来年からとなります。ただ、当然その前提として資源評価の結果がこれをクリアして、なおかつ北委員会でふやしましょうというのが合意されて、さらに12月の本会議で北委員会の決定もエンドースされた場合です。

それと、次期回復目標というのは、これはBゼロの20%までのものも一緒に入っていると思うので、13ページのこれで、今WCPFCで決まっているのは、2024年までに歴史的な中間値という話と、2034年までに13万トンまでというその2つを合わせてということになります。

○北門委員 暫定というのは2024年なんですけれども、次期というのは2034年だったんですか。

○神谷部長 2034年に初期資源の20%というのが次期回復目標になります。

○北門委員 次期というのが2034年を指すということがわかってよかったです。直近の資源評価の結果がすぐさま漁獲ルールに適用されると。そのことも含めてWCPFCで合意されているということが確認できて、ありがとうございました。

○関会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

素人っぽい質問かもしれませんが、私から聞いてもいいでしょうか。今、例えば定置網なんかに関しては結構ニュースとかでマグロだけどうやって逃がすとか、そういう技術開発とかいろいろ報道されたりしているんですけども、実際のところ、そういうものの効果というのがどのぐらい出てきているのかということと、本当にやっつけられるのかなというのがすごく懸念としてあるんですけども、状況をお知らせいただければと思います。

○斎藤室長 定置網の取り組みというふうなところで、28ページですとか、あるいは28ページに書いてあるのは放流技術の開発というふうなことになっております。これは国が予算をつけてやっているところなんですけれども、これは小型魚についてというふうなことですけれども、わかっているのがクロマグロとか、あるいはほかの例えばブリ、こういったものは遊泳層が違うというふうなことで、クロマグロは上のほうを泳いでブリは底のほうを泳ぐというふうなことなので、こういった遊泳層の違いといったものを活用してマグロだけを逃がす仕組みはできないかというふうなことについて取り組みといったものを行っているところでございます。

ただ、これも1つの地域でこういったことはできるんだけど、やはり定置網も違いますし、海況とかのそ違いもございまして、これだったら全国の定置網の全てでできるというふうなところまではしていないということなので、あるいは地域によってはブリであったりサケであったり、クロマグロと混じる魚種も異なるということなので、各地域に応じた形で技術開発に取り組んでいく。例えば青森でやったり、岩手でやったり、あるいはブリの、北陸であるとか、そういった地域に応じた形でこういった開発をやっていきたいと準備しているところでございます。

あと、前ページのところの27ページに各県における定置の取り組み事例が載っておりますけれども、これは、技術開発は技術開発で進めるにしろ、やはり現実、定置を続けながらクロマグロのとり控えをしなければいけないというふうなことなので、各県では技術開発の前にたくさんとれたらとり控えると。例えば箱網を少し下げて逃していくとか、そういった取り組みをやっていただいているところでございます。

以上です。

○関会長 ありがとうございます。なかなか簡単にはいかないということで、きめ細かく地域ごとに対策をするということも必要になってくるのかなというふうに思いました。

ほかにいかがでしょうか。

では、有元さん。

○有元委員 東京海区の有元ですけれども、先ほど沿岸漁業の各県漁獲枠について、とり過ぎた悪い地域や、とり控え地域や、ちょんちょんの普通の地域があるんだという話だったんですけれども、とり控えたと言っているけれども、来るのを待っているうちにとめられちゃったという場合が随分あるんだと思うんですね。その状況がなぜ起きるかという、いつ来るかわからないし、過去3年でこの時期とかと言っても、年が変わればどう変わるかもわからない不確実なわけですね。その中で、8ページの上書いてある各都道府県で月別の細分化した漁獲計画の作成と言って、おろしてしまっただけで本当にいいんでしょうかという質問です。

もしこれをやるんだとしたら、漁獲計画ではなく漁獲枠の消化計画というふうにしなないと、幾らつくっても絶対あてにならないと思うんですね。それをやって漁業者が本当に納得してくれるかというのが私の気持ちです。

○事務局（竹越） 今、有元委員からありまして、私も第1、第2、第3管理期間とクロマグロの管理をやって、その年々で最もベストな改善策で臨みましたが、どの年もそのあたりが大変申しわけないですが、外れていたのは事実だと思います。

そういった意味で今おっしゃったとおり、月別にしたときにどこまで過去3年を見て、すぐにそれがデータとしていいかというのはありますが、ただ、他方でそこである程度毎月でも2月間でも3月間でもとあると思うんですけれども、くくったところでやっぱりとめていただかないと、9月にどんととってしまうと、その後、1月、2月の漁期の方にしわ寄せが行く、これもまた事実でありますので、そういった意味で毎月がいいのか2月ごとがいいのか3月ごとがいいのか、あるいは計画にしてしまうと確かに法定計画ですので、その弾力運用が難しいということであれば、協定を使ってやるとかいろんな手段があるか

と思いますので、いずれにしても、ほかの後半に漁期のある方にしわ寄せが行かないように堰をいっばいつくってとめるんだという思想でありますので、そこはそういう形にしたい。その上で、おっしゃったように毎年の漁期の波が少しずつずれたり分散したりするわけですので、その部分をどういうふうにかつするのかわかるといふのも、またこれ知恵を絞らなかついけない部分といふので、今、私が考えているのは、協定とかそういう民間ベースのもので弾力的に変えられるもの、漁業者さんの意思である程度変えられるものです。ただ、ここから上はさすがに変えてしまうとほかの県さんに影響が出るので、それはここまでだといふような役割分担をしながらやらせていただきたいなど。

ただ、いずれにしても、緻密に丁寧にやらないとなかなかうまくいかないというのが現実であります。

○有元委員 いつ来るかわからない状況で待っているわけですね、各沿岸で。その中で先ほど静岡県さんからありましたけれども、それをもっと細かく分ければ管理はしやすいわけですね。それはもう個別割り当てみたいになる。でも、いつ来るかわからないものを個別割り当てしていいのかわかるといふ話なんです。

もし考えるとしたら、漁獲計画ではなく漁獲管理計画で、各県で半分まで来たらか何か考えろと。それだったら、その後どうするかといふ対応ができると思いますけれども、それは国全体でやるべきことであつて、どこかがとつて9割までいっちゃつたといふようなところで動いても、もうどうしようもなくなつてしまふと思ふんですね。それこそとり控えた地域といふ、待っていただけかもしれない地域が悲しい目を見るだけではないかといふ気持ちです。

○塩野委員 千葉県の塩野です。

千葉県では、1年目に銚子地区でほとんど獲つちやつて、南の地区に来る間に枠が終つちやつたといふことで、次の年から小型船のグループを大きく3つに分けて、それぞれに配分枠を決めまして、だから、来るのであれば、先に獲つたものはそこまでいつたら終つちやつたといふようなことでとりあえず今はやっております。

ただ、これは皆さんが守る、皆さんがといふのは変ですけれども、全国的に途中でストップがかからないときに効果があるので、たくさん用意して待っていたけれども、ストップがかかっちゃうとそれも使えないと。うちの場合はもうぎりぎりまで、今年なんかは群れが来ていますから、魚はいるけれども、きりきりしながら見ているところなんですけれども、一応そういうわけで県内を過去の漁獲実績で分けてやっているといふ、事例紹介です。

○関会長 ありがとうございます。天然の資源を扱っていることでもあり、なかなか計画どおりにわからない部分も多い中で、その漁獲計画なのか漁獲管理計画なのかといふのは確かにそうだと、ちよつとそういう考え方も入れながら、もうちよつと考えていかなければいけないのかなと思ふんですけれども。

事務局、どうぞ。

○事務局（竹越） 今ありました漁獲管理計画あるいは漁獲計画といふ考え方もありますけれども、有本委員がおっしゃつたのは、最初の第1管理期間で取り組んだブロック管理

の思想に近くて、ただ、それでやった結果、第1、第2でなかなかやっぱり都道府県別に枠をある程度振らないと、これは責任の所在がはっきりせず、やっぱりこの枠が余るだろうと皆さん、いいように考えます。私も人間ですので、いいようにどうしても考えてしまいますので、そういった意味では各都道府県別にしっかり計画をつくっていくことが必要だと考えています。

それから、最初におっしゃっていた消化ルールですと、どうしても使っていいようにも思えますので、やはりここは漁獲計画ではなく管理計画ということかなと思います。

この都道府県計画は、そもそもやっぱり都道府県の管理計画でありますから、都道府県の管理計画の中で、さらに月別にどういう漁獲体系でやっていくのかという計画をつくっていただき、それを柔軟にどういうふうにマグロの来遊に合わせた、確かにマグロはわーっと来て、わーっと行きますから、すごいスピードで行きますので、そこを我々行政がどこまできっちり追いつかせて、制度の運用をしっかりとやっていくかという面にもかかわってくるかと思しますので、まずはしっかり計画を立てると。その上でどう実行するし、スピーディーに運用していくかといことかと思います。

千葉などの事例でも細かく割ってうまくいっている事例もありますし、逆におっしゃったようなところもありますので、そこは改善をしながら、まずはしっかり割り振りをして、責任がどこにあって、どれだけとっていいのかと明確にしてやりたいというふうに思っています。何か補足がありましたらお願いします。

○山口次長 次長の山口でございます。

今、竹越から申しましたように、これまで漁獲枠を設定して管理してきたんですけれども、一過性といいますか、突然どんと来る場合もあれば、本来来る月に来なかったりとか、変動が激しいわけですね。管理期間の最後の部分、一番最後の漁業者が持っている枠をどうやったら残るのかということを考えて、ここで言う都道府県別に配分するのがまずあって、かつ都道府県の中でも月別に枠を考えていただく。それは県のほうがどこの漁師がどの時期にとるかというのはわかっておられると思いますので、各県ごとに前期でとる量が多いところなら前のほうにたくさん枠を配分すればいいし、後期のほうが多ければ後ろに配分する。

それと、竹越からは先ほど協定の話をしましたけれども、最も実効性の高いといいますか、強制的な措置としていえば、各月ごとの漁獲計画がありますが、計画量を超えた段階でその月は採捕停止にするということを各県ごとにやっていただく。そうすれば、その県においては後ろの枠が残るわけですね。次の月になって、次の月というか、その枠の消化ができる状況になってくれば、またそこからとっていいよとしていくことも考えたらどうかかなと思っています。

要するに、どうやったら公平な配分になるかということを考えているところでございまして、これはさっきの獲り得になったりとか、ある県が超過するまで獲るとか、または枠を全く消化していないのに終わってしまうということがないようにするためには、やはりきめ細かな管理が大事で、千葉県の話がございましたように、地区ごとにいつとれるかによって、月別配分量も変えるということもあるかと思いますし、また、漁業種類によって

も、定置網はいつごろ入るとか、一本釣りならいつごろ来るのをとるとか、そういう種類に分けるといふこともあるかと思ひます。これはまさに各都道府県が各漁業者の皆さんとも相談しながら、実情に合わせて枠を設定して、とにかくこの貴重な漁獲枠を無駄に使わない、かつ自分のところだけでオーバーして使わないといふことをやるための措置として今回は考へておりますので、県ごとに具体的な工夫をしていただきたいと思ひているところでございます。

○関会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、ここで15分ほどちょっと休憩を入れたいと思ひますので、会議の再開は15時10分といたしますので、時間までに再びご参集いただきたいと思ひます。

休憩に入ります。

午後2時55分休憩

午後3時12分再開

○関会長 それでは、再開したいと思ひます。

議題4、太平洋クロマグロに関する委員会指示について、事務局より説明をお願いいたします。

○大川委員 その前に、1つちょっとよろしいでしょうか。

○関会長 はい、大川委員。

○大川委員 茨城県でございます。

先ほどの管理の仕方の話のところ、月別に細分化した計画など、いろいろございましたけれども、茨城の実情からいふと、全県ほぼ同じ時期に比較的集中してとれる時期が多いものですから、月ごとに細分化したものでなくて、例えば、昨年事例では、全体の漁獲が9割に達する前に自粛のほうを各地区で受け入れていただいたといふようなことがございましたので、ある程度話し合えばできるという中で、ただ、大幅に残したまま終わってしまうのではもったいないという意見も浜のほうからございますので、ある程度地区ごとにあらかじめ決めておいて、それによって管理していくような、ある程度自由度のある進め方を認めていただきたいと考へておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○事務局（竹越） 確かに茨城、私も浜回りをしたとき、北のほうから順次おりてくるやに聞いた記憶があるんですけども、そういった意味で、県の中で主に3つぐらいのしか地区があったと思ひますので、そこで先取りなりの議論がならないように、1つのところ、おっしゃったとおりの意見だと思ひますので、茨城は2年連続きちっと守っていただいておりますので、そういった意味では、その中でしっかりとめられるようにするというのが趣旨ですから、その中であとはどういふふうに関の中をやっていくかといふのは、一緒に議論させていただきたいといふふうにお願ひします。

○関会長 ありがとうございます。

それでは、議題4に入ります。議題4のほうの説明をお願いいたします。

○事務局（竹越） それでは、お手元資料、資料4でございます。太平洋クロマグロに関

します委員会指示についてであります。

1番のこれまでの経緯のところでありまして、委員会指示、平成24年から始めております。当時は届け出制ということで、隻数にいたしますと、届け出で1.3万隻、1番の①の部分ですけれども、平成24年に届け出制ということで導入し始めました。その後、漁獲努力量の管理ということで、いわゆる漁獲努力量をこれ以上ふやさないという意味もありまして、②で平成25年以降、これは委員会指示によって届け出制から承認制、現行の承認制に移行いたしております。そのときは承認隻数2.4万隻あったと記憶しております。今は2.3万隻ですけれども、届け出から承認制に移行した際に、将来において少しでもとる可能性のある方は全て承認を申請してくださいというような呼びかけもあったわけなんです、その当時。そういった意味で届け出制が1.3万隻だったんですが、承認には2.4、今現在では足元ということで2.3万隻あるというような状況の中、原則2年ごと、最初のほうは1年だったんですけれども、今は原則2年ごとに今回で3回目の更新という形になっております。

今回の委員会指示は、今の委員会指示はことしの6月までが期限となっておりますので、次の7月からの分につきまして、次期委員会指示を発出して承認制の更新手続を進めてまいりたいというふうに思っております。

概要で変更点をご説明いたします。2番の(1)のところ大きいポイントになります。今回、新たに承認条件を付けたいと考えております。具体的には(1)の①にありますとおり、過去5年間に1キロ以上の漁獲実績を有することという承認条件を付けたいと思っております。

具体的には1つ目のポツで、過去5年間というのは平成25年1月1日から平成29年、昨年の12月31日までの間に1キロ以上の漁獲実績を有すること。5年間の考え方でありまして、今の半減の取り組みというのは平成27年から始めておりますので、その前の届け出の後の承認制の時代も含めて、平成25、26年はまだ半減はしていないと。その後、27年から半減が始まりまして、今の3年間という形になっております。27年以降の今の取り組みでは、地区によっては操業自粛要請が出たりしていることもあるものですから、そういった意味ではその前の年2年間も入れております。

他方で、この5年間で1キロ実績がない者であっても、やっぱり2.3万隻までいますと、それだけ多くの方々の生活といいますか、実際にそれぞれご事情あるかと思っておりますので、所属の漁業協同組合の組合長さん、所属の組合長さんから特にこういう理由なんだと。例示としましては、病気療養や長期研修等々を挙げておりますけれども、何か合理的な理由でこの5年間に実績がなくても、この人はちゃんとやっている人だというような推薦があり、なおかつ各県の水産課長さんから、これはこの後、TAC管理というのが入ってまいりますので、その県さんの枠がありますので、その枠を遵守に支障がないというような意見書をつけていただければ、ここに関しては我々も個別協議というのをしていきたいというふうに思っております。

考え方としましては、私も浜回りをした際に、先ほどのとおり1.3万隻届け出の時代であったものが承認に移った途端2万数千隻に膨れ上がっているわけなので、中にはやはり

船はあるけれども、ほぼあの人は余り沖に出ないよなとか、そういう方がもしかしたらこの承認証を持っていけばいいことがあるかもしれないというので、ずっと持ち続けていると、そういうことが仮に起こるとすれば、我々はそういったことのための承認制ではなく、あくまでとられる可能性のある方に対する承認です。ただ、枠があるので、その枠の中で守っていただかなければいけないんですけれども、クロマグロをとっていけないわけではないので、しっかりそういった意味では新しくやりたい方とかいうような形でも今は新規承認という形ではなくて、一定数、この2.3万隻よりふやさないということになっておりますので、その中でやめられる方から譲っていただいて新規の方に、承継と呼んでおりますけれども、やめられる方から新しい方に受け継いでいただくというような対応をとっておりますので、先ほどのように、ほぼ行かない方がずっと持ち続けていることによって、新たに枠の範囲で行きたいと思われた方がなかなか承認を得られないというのを聞いておりますので、そういった意味では、制度が硬直化しないように、そういった意味で今回改善を図らせていただきたいと考えております。

あわせて、今回、いわゆる廃業と言ったらいいんでしょうか、やめられてこの条件に合わない、それから、組合長さんからのちょっと合理的な理由も示されない方で、結果として承認証がなくなってしまう方もいらっしゃるんですけども、その部分は我々しっかりお預かりさせていただいて、消滅してなくすわけではなく、我々のほうでしっかりお預かりさせていただいて、増枠の議論とか、こういうことになったときにまたどういうふうにやっていくのかというのを委員会で話し合っていこうと思っておりますので、そういった意味では、今回の改善というのは制度を硬直化させないために、少しでもやる気のある方で、何かのご事情でやられなかったからそれを一律に排除するというのではなくて、しっかり協議をしながら進めていきたいというふうに思っておりますので、そういった意味では、ある程度枠をつくらないと、こういう基準というのをつくらないとなかなか実現できませんので、そういった意味で、前向きな形でやっていきたいというふうに思っております。

それから、あわせて、②で操業自粛要請の非協力者でないこと。訓示規定になりますけれども、やはりこの承認を申請するに当たって、あの人は余り守っていなかったよね、全然言うことを聞かずに、組合の指導も聞かずに出漁していたよねという方が堂々と申請があつて承認がいきますと、なかなかこれも地域における不公平感につながりますので、お一人お一人の状況までなかなか我々も確認ができませんので、当該県の課長さんあるいは課長さんが各組合さんにもご確認いただいて、少なくともしっかり守っていただけた方だということをちょっと一筆いただいた上で、我々も承認と。これは不公平感をなくすために、そういったことをしたいと思っております。

あわせて、これまでどおり漁獲実績報告書あるいは承認期間につきましては、2年間ということで作らせていただきたいと思います。具体的には、次のページ以降が下のほうが現行の指示案で、上のほうが新しいこの後、7月からの委員会指示であります。

具体的には、3ページにイとロという形で今申しました2つの条件、5年間の1キロあるいは非協力者じゃないことということで、協力いただいていることというのを承認条件に付すと。それから、4ページ、5ページ以降は赤い部分が技術的な修正という形で修正

案を加えた上で、この修正を反映したものが11ページ以降、これが本文と。今の赤い字で修正している部分を委員会指示の本文の形であらわしますと、11、12、13、14ページというような形になっております。

あわせまして、15ページ以降が事務取扱要領であります。これまでは委員会指示において、我々の事務局のほうで取扱規定というのを作らせていただいております。県の方々にこういった手順でというのをお示ししながらやっておりますけれども、やっぱりマグロの管理はこれだけ注目もありますので、事務処理、どんな取扱規程で、どういう形でやっているのかというのを明示されていたほうがいいかと思っておりますので、今回、文書で改めてまとめております。申請書の提出先とか、再交付のときはどうしたらいいのかとか、こういう場合はどういう書類をつけたらいいのかというのを一覽でまとめるとともに、19ページ以降はそれぞれの様式を定めているものでございます。

あと、最後のほう、31ページですけれども、これまでの委員会指示の中でもありましたけれども、残念ながら違反と申しましょうか、無承認であったり無報告であったり、そういった事案というのはどうしても出てくるかと思っております。本来であれば、この委員会をその都度開催して話し合うというのがいいわけですがけれども、これだけの人数が全て毎回集まってということもなかなかできませんので、ある程度この対応あるいは処分方針という形で、会長に一任する部分、それから、フローに従って対応していく部分という形で前回同様に定めたいと思っております。

具体的には、31ページの1番で委員会指示の適切な実施を図るための対応ということで、万が一、疑義情報が我々事務局のほうにありました場合は会長に一報しまして、1番の(1)ですけれども、各都道府県の水産部局と協力しまして調査をさせていただくと。そして、この調査の報告を受けて必要となった場合は、会長名でご本人にその疑義情報のある、無承認の疑いのある方に指導文書を出して、そこで思いとどまっていたかどうかというのを指導したいと思っております。後日、委員会に報告いたします。

なお、この指導に従っていただけなかった場合、万が一にもこの文書指導に従っていただけなかった場合は、31ページの2番以降の対応・処分という形に進むわけでありまして。具体的には、委員会から大臣に対して我々裏づけ命令と呼んでおりますけれども、委員会指示に従いなさいという命令を出すよう申請しまして、大臣のほうから命令を出すと。この命令が出た段階でさらに違反をした場合は、1年以下の懲役あるいは50万円以下の罰金というような司法罰がありますので、我々はこういったことに進まないようにしっかり指導はいたしますけれども、万が一そういった指導を守っていただけない場合は、こういった対応・処分をさせていただきたいと。

そして、32ページのほうにいきまして、処分に当たりましては、会長から3人の委員さんの中から指名いただいて、そのご本人から聴聞という形で申し開きをしていただいて、その上で処分するというような手続を法にのっとってやっていきたいというふうに考えております。

以上、太平洋クロマグロ委員会指示について承認条件が付されますけれども、これは繰り返しになりますけれども、制度を硬直化させないためにしっかりやっていきたいという

ような改善でございますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○関会長 ありがとうございます。

ただいま承認条件について、その目的とともに新設の内容等説明があったわけですが、ただいまの説明についてご質問とかご意見ありましたら、よろしく願います。

はい。

○塩野委員 ちょっと確認といいますか、質問をさせていただきます。過去5カ年に1キロ以上の漁獲実績というところの考え方なんですけれども、説明の中では特に認める者として病気療養、長期研修等の合理的な理由ということが書かれていますけれども、1キロだとしますと、その1キロ獲った人と同じ業種で一緒に行って釣れなかった人もいます。そうすると、我々から見れば、では、5キロ獲っても1キロ獲ってもその人には承認が出るけれども、それ以下はだめだよ、釣らなかった人はだめだよというのはちょっと言えないと思うので、そういう場合は、先ほどのお話だと「等」の中で読んで承認がいただけるということではよろしいのでしょうか。

○事務局（竹越） 基本的には、今の事例であれば個別協議の中でそのようになるかと思えます。ただ、他方で余りここの特に認める者の例がありますと、やっぱり2.3万隻の漁業者さんはそれぞれ解釈がありますので、これだけやっぱりきちっとほかの組合員さんに言っても、それはしょうがないよねという理由を我々にもやっぱりお示しいただき、今の例だとしょうがないよなというような感じは受けますので、そういった場合は協議という形だと思います。

○鈴木（精）委員 今回の会議の案内を見たときにどきとしたわけなんですけれども、その5年間以内に1キロという。うちの漁協の話なんですけれども、承認は全て受けていますけれども、漁業者というのは常にこの時期には来るなという仕掛けは常に積んであります。積んであるけれども、やっぱりどちらかという、キンメ漁が主体でやっていて、メジが少し揚がったよといってもキンメ漁があるときはキンメ漁へ行かない日が、キンメ漁しかやらない日が続きます。

自分の港の近くでそういう魚が回遊したときは、漁の帰りに釣ってきて水揚げをしたりというやつがあるんですけれども、ここ数年そういうような状況はなく、利島とか利島裏あたりで漁が下がっても、漁船が小さいとこの冬場の時期にはなかなか行けないと。だけれども、また何かの機会にそういう魚があったら釣りたいよという仲間も5年間の間に1キロ以上の水揚げがなければだめだということですかね。その辺が組合長の裁定の中で、それは漁業を実際に働いている人が、そういう時期が来たらまたできるよというものであれば納得できますけれども、ただ、1キロ以上の水揚げだけで決められちゃったらどんなものかと思えます。その辺をちょっと聞かせてください。

○事務局（竹越） 今のいきますと、例えば静岡県さんに割り振られた枠がありますので、例えばキンメをやられて帰りにとったものも実績としてカウントされてしまうので、静岡の中で例えばクロマグロを一生懸命専門にやられている方がいらっしゃるとすれば、その方がやっぱり優先のような気がします。その上でキンメの帰りに釣られるという状況があって、枠上もしっかり管理ができるということなのであれば考え得るかなという気は

いたします。

ただ、他方で今の事例であると、どちらかというといわが粹といいますか、この承認をお預かりすることで今回該当しなくて、お預かりすることでこれは消すわけではありませんから、お預かりしますから、そのときにどういうふうに公平性をもってまた承認をどうするかというそちらでも対応できるんじゃないかと。これからこの承認を返してしまったら、ずっと今後一切将来にわたって絶対来ないんだとなると不安になるかと思しますので、そこはしっかり今回の部分はお預かりしますので、その部分の対応をされるのか、あと、静岡県さんの中でどういう管理をされるのかという部分、この2つかなというふうに思います。

○鈴木（精）委員 現実、伊豆の漁業というのはキンメダイがメインです。それで、伊豆半島の中で下田須崎地区というところがありまして、そこはどちらかというといキンメ漁をやる前はそういうカジキの突きん棒をやっているとか、ひき縄漁をやっているとか、そういう地域性の中で、そのの仲間はそういう魚が揚がり出すと、一部の船はキンメ漁をやめて専業に走ります。かといって1年中そういう商売をしているわけじゃないんですよ。

だから、漁業者である以上、そのときの漁によってキンメダイがだめなら、それではきょうは、1日、2日はメジをやるとういう、そういう考えは全て持っているんですね。だから、その辺をうまく調整してもらわないと、俺のほうとしてはまずいのかなと。

実際に1週間ほど前に伊豆半島の仲間とキンメ漁に来るプレジャーボートの扱いについてという格好で、うちの支所で各地区の代表に来て集まってもらったときに、この送られてきた文書をちょこっと見せたんです。そしたら、やっぱり5年の間に1匹、2匹は水揚げしているよなという仲間と、いや、これから釣ろうと思ってもできないのかという、そういう不安がっている仲間もあったということだけ伝えておきます。

○関会長 ありがとうございます。

そのほかにご意見等ございませんでしょうか。

○宮川委員 今度、新規に俺もマグロが釣りたいから承認を受けたいという漁業者に対しては、どういう対応をすることになっているんですか。

○事務局（竹越） 新規は現行でも全く新規というのは、承認はしていません。これは今の委員会指示でもそうになっています。あくまでも廃業される、やめられる方から譲ってもらってやるという形になっております。ですので、繰り返しになるんですけども、どうしてもやめられる方がいないと次の方にはいきませんので、そういった新しく入ってこられる方を全てシャットアウトしていいのかというのがありますので、そういった意味では、このやめられる方が本当にとる可能性があるならあれなんですけれども、やっぱり5年間ずっと全然とっていない方であるならば、一旦ほかの方に譲るなり我々に預けていただきたいという趣旨になります。

ですから、あとはこの後、どういうふうに預かっていただいた分は増粹のほうとの関連にもなりますけれども、議論をしていけばいいんじゃないかなと思っていますが。

○宮川委員 では、そのやめられる方というのは地域でやめられる方ということですか。それとも全国規模で誰かやめれば、その補充に当てられるという考え方なんですか。

○事務局（竹越） どちらもありますが、まずはやっぱりなかなか全国というところ、お住まいのところ以外のところで頼むのはやりづらいようですから、まずは漁協さんの中でやられて、それから県の中でやられてと考えております。ただ、この後、もし承認が減ってきたりして、おっしゃるようなことがあるなら、それは我々もちゃんと県を越える場合は行事役にならなきゃいけないと思いますので、そこはしっかり事務局で対応させていただきます。

○宮川委員 それでは、もし新規でやりたいということであれば、県に問い合わせをして空きがあるかどうか調べてもらって、それで初めて手続を踏めばいいということですかね。

○事務局（竹越） まずは漁協さんの中でやめられる方、例えば参事さんとかが知っておられてやられる方もいますし、お父さんから譲り受けたり、おじさんからというのもありますので、そこもなければ県なのか漁連さんなのかというのはありますけれども、お問い合わせいただくということです。

○宮川委員 だんだん全国までいけばいいということですね、最終的には。

○事務局（竹越） 今のところ、県の中で何とか調整してほしいと。

○宮川委員 理屈的にはね。わかりました。

○関会長 ありがとうございます。

それ以外にいかがでしょうか。

そうしましたら、そのほか意見は出尽くしたようですので、本委員会としまして太平洋広域漁業調整委員会指示第29号を本日付で発出することといたしたいと思っております。

今後、当委員会指示の字句や技術的な修正は会長一任とさせていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○関会長 ありがとうございます。

そうしましたら、ちょっとまた事務局から説明があります。

○事務局（竹越） すみません、事務局です。

無承認操業といえますか、承認の関係でちょっと報告したいことが2つございます。資料が4-2でございます。福島県の事例と東京の事例であります。

まず、すみません、3ページのほうからごらんください。全国の状況、3ページ、4ページでございます。

昨年11月のときに、もう一つの日本海・九州西広域漁業調整委員会で宮崎県の船の無承認の事例、あるいは北海道の松前で無承認の事案というのがございまして、その後、全国調査という形で同じような広がりがないかということで、我々のほう、事務局のほうで各県を通じまして、電話照会あるいはこの承認制についての周知徹底を行ってまいりました。

そうしたところ、合計で3つの県さんから報告がありました。そのうちが当委員会、太平洋広域漁業調整委員会に関係するものということでございます。3ページにある福島県さん、それから、東京都さん、それから、4ページにいきまして、瀬戸内海の広域漁業調整委員会の管轄ですけれども、徳島県さんというので、徳島の場合はサワラの船が承認制を知らずに1隻、1.5トンという無承認の事案がございました。当委員会では、この3ペ

ージの福島と東京が該当しておりますので、ご報告させていただきます。

1 ページのほうにお戻りいただきまして、福島の事案でございます。小名浜地区での事案でございます。

多少ちょっと同情があるんですけれども、この事案は承認証を持つ漁業者の漁船に乗り子さんとして漁業者さんを乗せたという際に起こったものであります。乗り子さんにはクロマグロをそのまま給料のかわりに魚を現物で支給したと。その際に、乗り子さんだった漁業者さんは承認を持っていなかったわけなんですけれども、この承認を持っている方のお名前で水揚げをして、きちっとやっていただければよかったですけれども、自己名義で水揚げをしてしまったと。そうなりますと、我々としてはちょっと厳しいんですけれども、ルール上は、これは無承認の事案ということになるということで、私もちょっと福島に2月の下旬お邪魔しまして、当該者の方からヒアリングをさせていただきまして、指導をさせていただきました。

基本は承認証を持っている方の乗り子で乗ったという、承認を持っていない方まで全てとれるようになりますと、やはりこれはほかの運用になってきて制度としてうまくいきませんので、やはり承認証を持っている方で乗船された方であれば、それはあくまでも承認を持っている方でちゃんと最後まで水揚げをして、その上で必要な経費をお支払いするというのが本筋かと思っておりますので、そういったことにつきまして指導させていただきました。ご本人から、ご兩名から承認を持つ方、それから、持っていない方どちらからも、委員会の指示に従ってこの後は操業します、というふうにいただきましたので、我々としましては、先ほどのフローでいきますと、委員会からの指導ということできっちり対応できているかと思っておりますので、この後、同様の事案にならない限りこの後のいわゆる手続フローという裏づけ命令のほうにはまいりませんけれども、今回は1ページの真ん中のところにありますとおり、1隻268キロということございました。

それから、2ページのほうで東京都さんのほうの事例であります。

この事例は無報告といえますか、報告がなかったという事例であります。これもちょっと少し同情が入るんですけれども、ここは2名の漁業者さんで3隻が対象だったんですけれども、もともと特大許可と我々は呼んでいますけれども、特定大臣許可漁業の届出漁業に沿岸まぐろはえ縄漁業という届出漁業がございました。昔はこれで操業して、漁獲成績報告書を出せばいいルールになっていたんですけれども、ご案内のとおり、沿岸くろまぐろ漁業は広域漁業調整委員会指示に基づき、平成24年から届出、25年からは承認になっておりますので、当委員会の承認が必要であると。ここの2名3隻の漁業者さんは承認証も持っておりまして、なおかつこの沿岸マグロはえ縄漁業の届け出もしていたと。ここまではよかったですけど、昔からの慣れで、我々の委員会のほうに漁獲実績の報告をしていなかったということでございます。届出制のほうの成績報告書、漁績のほうはしっかり報告していたんですけれども、我々委員会のほうにはなかったということで、これもルールとしてはちょっとしゃくし定規なんですけれども、委員会に報告がないとやはりこれは無報告という形になってしまいますので、こちらの漁業者さんにも指導させていただきまして、3番の結果概要のところにありますとおり、平成26年にさかのぼりまして、訂正の報告を

受けております。合計でいきますと、12.5トンということですがけれども、事情としては先ほどのとおりでございますので、どちらにも報告をしていただくようにという形でやっております。

いずれも外形的には大分細かい事案ではありますが、ただ、そうはいつでも、そのルールはルールですので、大変厳しいんですけども、指導はしっかりさせていただいて、ほかの方へ不公平にならないように、しっかり引き続き指導させていただきたいと思っております。

以上、事務局から報告でございます。

○関会長 ありがとうございます。

もし今の報告について質問等ありましたらお願いします。大丈夫ですね。

ありがとうございます。

そうしましたら、議題5のほうに入りたいと思います。平成30年度資源管理関係予算についてということで、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（竹越） 資料、お手元は資料5であります。

資源調査の充実による資源管理の高度化ということで、平成30年度予算に計上している予算でございます。46億600万円ということで計上いたしております。

この予算は資源調査関係のものでございますけれども、例えばクロマグロでありますと、1ページおめくりいただいて2ページのところの5番にE E Z内資源・漁獲管理体制強化事業ということでございます。この中で例えばクロマグロの管理体制の強化支援ですとか、漁獲抑制の支援、それから、I Q方式の実証調査というので、クロマグロに関しましても数県の方のところで実証的に配分量の個別割当、いわゆる細分化のような管理手法の調査をしてやっていきたいというふうに考えてございます。全体この予算は、国会のほうで参議院の審議まで終わりました暁には、しっかりと新しい年度で執行してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○関会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について質問、ご意見等あればお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、特にご意見がないようですので、議題6のほうに移りたいと思います。議題6はその他についてですが、まずは水産庁さんのほうから話題提供があるというふうに伺っておりますので、お願いします。

○藤田課長 企画課長の藤田でございます。申しわけないですけども、座って資料に従って説明させていただきます。

資料6-1をごらんください。

農林水産業・地域の活力創造プランの改訂についてという紙がございます。これは従来から農林水産業の関連で、安倍首相が会議のヘッドとなっているところで決めているものでございまして、昨年の年末にいろんな分野が入っていますけれども、右下のほうに水産政策の改革の方向性、別紙8というのが位置づけをされてございます。

ちょっとお開きいただきまして、下のページで3ページというのをごらんください。

これが水産政策の改革の方向性ということでございまして、11月24日に規制改革推進会議の水産ワーキンググループのほうに長官から説明をしたものと同じものが政府の安倍首相がヘッドのところでも正式に位置づけをされたという内容でございます。

手短にご紹介をいたします。3つの中に分かれておりまして、あくまでもこの資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスのとれた漁業就労構造を確立するということを目指したものでございまして、1つ目が漁業の成長産業化に向けた水産資源の管理ということでございまして、資源が適切に管理するということが一番重要であると。このため、資源管理について国際的に見て遜色のない科学的・効果的な評価方法、管理方法といたしますということでございます。当然その成果を活用いたしまして、我が国周辺水域とのとっている関係国との協議を進めますということでございます。

さらに、主要な資源につきましては、アウトプット・コントロールですね、いわゆるTACになりますけれども、これを基本といたしまして必要に応じてインプット・コントロール、テクニカル・コントロールを組み合わせることで資源を管理していきますと。アウトプット・コントロールにつきましては、実態を踏まえつつ可能な限りIQというものも導入していく、ということでございます。栽培漁業につきましては、資源管理上効果のあるものを見きわめた上で重点的にやっていくということでございます。

2番目が水産物の流通構造でございまして、世界的には水産物需要が非常に高まっておりますし、我が国の人口動向とか需要の動向を見据えますと、成長産業化を図っていくという際には、当然輸出というものを視野に入れて、いろんな形で競争力ある流通構造の確立が必要であろうと。このため、いろいろ品質とか衛生管理の強化ですとか新しい技術を導入するとか、産地市場を統合・重点化する、トレーサビリティの充実などを進めるということを検討しているということでございます。

その次のページをごらんください。裏になります。4ページになります。

3番といたしまして、漁業の成長産業化と漁業者の所得向上に向けた担い手の確保や投資の充実のための環境整備ということで、3つに分かれております。

1つ目が遠洋・沖合漁業ということでございまして、こちらのほうは国際競争力の強化につながる漁業許可制度とするということでございまして、今申し上げましたように資源管理のほうで随分IQみたいなものをずっと導入していきますと、これまでインプット・コントロールを中心にやっていたということで、いろんな規制をしていましたけれども、そういう必要がなくなるようなものはちゃんと見直していきましょうということでございます。当然漁業といいますか、海を利用する、資源を利用するということでございますので、そういう漁業許可を受けた者からは必要なデータを報告していただくということでございます。

それと、下のほうにも共通しますけれども、資源管理をちゃんと適切に行っていると。生産性の高い漁業者の方には更新を前提といたしまして、一方で新規参入が進みやすいという仕組みも検討していこうということでございます。

2つ目が養殖・沿岸漁業の話でございまして、特に養殖につきまして、国際競争力につな

がる新技術の導入や投資が円滑に行われるよう留意して検討するというところでございまして、1つ目の黒いポツで書いてございますように、ことし漁業権の切りかえということで、いろいろ漁場計画策定プロセスに入っておられると思いますけれども、地元の関係者の方はよくご存じなんです、地元じゃない方からはやっぱりどうということか余りよくわからないということもありまして、そういう域外の方からもわかるような形でプロセスを透明化して、参入希望者の意見をちゃんとお聞きしようということでございます。

2つ目のポツにありますように、漁業権の利用状況とか資源管理の状況をちゃんと報告していただいて、やっぱり免許を受けた者が果たすべき責務というものをちゃんと明確化していこうということでございます。

3つ目のポツが水域を適切かつ有効に活用している者が漁場利用を継続できることを基本といたしまして、有効活用されていない水域につきましては、新規参入が進みやすいということも考えていきたいと思います。

最後のポツは沿岸漁場の管理ですね。これは都道府県の責務とした上で、都道府県のほうから漁協に委ねるような仕組みを考えまして、その際のルールを明確化しようと考えております。漁協のほうでいろいろ特に養殖漁場とかを持っておられるとか、赤潮のモニタリングとか、そういう漁業権の直接管理じゃない部分も実際には業務として行われているので、そういったものをちゃんと明確化して位置づけようということでございます。

最後が漁協の話でございまして、ここにおられる方は皆様、農協と随分違うなというのはよくご存じだと思いますけれども、一方で、今申し上げましたような水産政策の改革を進めていくという中では、当然漁協についても見直すべき部分が出てくるだろうと。その点については必要な見直しを検討するというところでございまして、幾つかその下に農協と異なる点を書いてあるということでございます。

○神谷部長 今、藤田課長のほうから水産改革の方向性について説明ありましたが、このうち資源管理については国際的に見て遜色のないやり方でやっていきたいと思いますという説明があったと思います。では、具体的にどうしてそういうふうにならないういけなくなったかという点を背景とどうするのかという点について私のほうから説明させていただきます。

お手元の資料6-2、藤田課長が用いた資料の5ページ目をお開きください。

ここの山型の図は皆さんよくごらんになられた図だと思います。日本の漁業生産量というのは、昭和59年をピークに1,282万トンから急激に減少した、急に減ったというのと、その後も暫減傾向が続いているという点を示した図でございます。急激に減少したというのは2つ理由がございまして、1つはマイワシが大きく減ったという点と、2点目は遠洋漁業から撤退したというところでございます。

では、逆に言いますと、マイワシが回復したら問題がなくなるのかとかいうふうになると、やはりそうではなくて、平成7年以降の暫減傾向が続いているというのをどう改善していくのかというところが大事な点になってまいります。

次のページをお願いいたします。

6ページの上の図なんですけれども、マイワシ以外にも暫減傾向にあると申しましたが、

ここにありますが青と赤の棒グラフというのは、昭和59年、日本の漁業生産が最大よかったころを青の棒として、100%として、それに対して今の漁獲がどのくらいあるのかという比率であらわしたのが赤い棒でございます。絶対量じゃなくて比率であらわしたのは、量であるといろんな魚の漁獲が大きい魚、少ない魚というのがかなりありますので、全体的な傾向を見ていただくために比率でやりましたけれども、見ていただきますと、ほとんどの魚種が減少傾向にあると。ですから、やはり何かしらこの減少をとめるべく、今やっておる施策に加えたプラスアルファのものが必要になってくるんだということがわかりただけようかと思えます。当然減少の中には環境が変わったとか埋め立てという部分もあるかもしれませんが、それ以上にやはり資源管理を適切に行っていれば減少が防げたららうと思っております。

この棒グラフも左の4魚種と右の5魚種を見ていただきますと、左のTAC魚種のほうが減少の割合が少ないと。右側のほうが大きく減少している魚種が多いということがわかりただけようかと思えます。これは、やはり日本のTACというのは、いろいろな方からいろんなご批判も受けてきましたけれども、やはり導入していないよりは導入していたほうが絶対効果があったということのあらわれでもあろうかと思えます。ですから、これと言えることは、できるだけTACの対象を広げるとというのが一つの方向として考えられると思えますし、では、TACの対象になった魚種については、この赤い線がより100に近づくような形に引き上げるにはどうしたらいいのか、こういった2つの点から検討していくことが大事になっていこうかと思えます。

特に後半の赤い線をいかに青い100に近づけるかというところの話になってくるわけなんですけど、ここは8ページのほうをお願いいたします。

8ページの下の方なんですけれども、新たな資源管理のイメージというタイトルがございます。2つ折れ線グラフが引いてありますけれども、これは太平洋のマサバの資源状態と今の管理の状態を示したものが上の図になります。太平洋のマサバは1970年代、80年代前半は非常に資源がよかったのがその後急激に減少しまして、今TAC制度を導入してようやく回復の兆しが見えてきております。今の我々のTACのシステムというのは、1本点線が引いてあります。B_{limit}とありますけれども、つまり最低限の状態を回復させる、そこから抜け出すことを目標としようという管理を行ってまいりました。ですから、ようやくそこは抜け出したわけなんですけれども、今の管理の基準ですと、では、これからどこに行ったらいいのかという次の目標が設定されていないわけなんです。そうすると、極端に言えば点線より資源が上にあればそれでいいということになるわけなんですけれども、本当にそれが資源にとってだけじゃなくて日本の水産業にとっていいのかという点が出てきます。

そういったときに欧米のほうで何をしているかという、もう一つの目標を決めようということになります。これは最大持続生産量で、資源が望ましい状況になって漁獲量が最大の水準になるまで資源を回復させよう。そうすれば漁獲量だってもっともったいい最大の状態にまで回復できるんです。つまり下の表のようなイメージになります。ここは赤い点線の引いてあるところまでマサバの資源を回復させれば、さらに漁獲がもっとふえ

ると。全部漁獲する必要はございませんけれども、できるポテンシャルがふえるんだと、こういった管理を欧米のほうではやっていますので、例えば我々も少なくともマサバに関しては最悪の状態を脱したので、次にこういった高みを目指す時期に来ておるんじゃないかということがわかりただけようかと思えます。

では、赤い点線、MSYの水準まで回復したらどんなにいいことがあるのかというのがこの資料でいいますと、13ページになります。

13ページでいろんな表が細かく書いてありますけれども、左側に魚種が書いてあります。上段の表が浮魚資源で、下段の表が底魚になるんですけれども、その右側の欄に漁獲量という欄がございます。ここで、Dで2015年とありますのは2015年の漁獲量で、EのMSYとありますのは、仮に資源が一番いい状態まで回復したときの漁獲量がどうなるかということを示した表になります。Fの増大漁獲量というのは、つまり資源が一番いい状態になったときに今よりどれだけ漁獲量がふえるか、全部とる必要はないわけで、とれる可能性がふえるかということを示した図でございます。

マイワシですと、128万トンふえるとあります。ただ、マイワシは自然の変動が非常に多うございますので、例えば私が先ほど申しましたマサバの太平洋系群ですと、上の表の上から5番目をござらんください。マサバ太平洋系群とございますが、現在の親魚の資源量が49万トンございますが、これを183万トンまでふやせば今の漁獲量33万トンが76万トンまでふえると。つまり43万トンの漁獲がふえると。これだけ適切に資源を管理すればふえるポテンシャルがあると。そういったポテンシャルをしっかりと実現して、水産業の成長産業化に当てるべきじゃないかという考えでこれから資源管理をやっていかねばならないということがプラスアルファとして欧米型の管理をつけ加えるというところの趣旨でございます。

例えば下のグラフを見ていただきますと、今問題になっていますのが例えば一番上にありますようにスケトウダラの日本海北部系群などは、ちゃんと資源を管理すればさらに3万トン漁獲量がふえるということもわかりますし、ここも5番目ですが、ホッケに至っては15万トンぐらいさらに漁獲がふえるポテンシャルがあるということがわかりただけようかと思えます。

ただ、今、私のほうはポテンシャルとか伸びしろという観点で説明させていただきましたけれども、当然そこに至るまでは、ある意味資源管理の我慢とかいう部分を伴うわけですから、そういった部分も含めて漁業者の皆さんが我慢をして、さらにこの果実がとれるようにするために政策的にどうしたらいいのかということも我々の大事な課題として検討していかなければならないと、そういったものも全て含めて今検討をしております、また、ある意味方向性とかができましたら、その都度お諮りいただいて、また、皆様の声もその検討の中に反映してやっていきたいと考えております。

骨組みはそういうところでございますが、当然資源評価とかMSYの推定というのは不確実性というのも伴います。現実の現場の漁業者の感覚に合っていないとかいうところもあるろうかと思えますが、その辺はまた質疑応答の中で答えさせていただければと思っております。

以上です。

○高瀬課長 漁場資源課長の高瀬と申します。

今、神谷部長のほうから説明のありました続きになりますけれども、MSYの考え方について少しご説明をしたいと思えます。資料6-3とあります、今、神谷のほうからご説明をしたページの1つ前になるかと思えます。12というふうにページが振ってあるところをごらんください。

この資料、規制改革推進会議の際に委員の方から欧米と同じような方式で日本の資源を評価した場合に、どのような評価になるのかというふうなことを出してほしいというふうなご要望がありまして、それにお応えして作成したものです。

先ほどありましたように、方針として国際的に遜色のない資源調査評価を行うということを目標に掲げようとしているわけですが、それでは、国際的に遜色がないというのはどういうことなのかというところで、アメリカがやっている方法、それから、EUがやっている方法というのを調べて、日本なりにMSYというものを計算してみました。

まず、MSYという概念ですが、これは大学の資源学の最初のほうに出てくる概念で、漁場生産モデルがあって、再生産が最高になるところで漁獲をすると経済的にも一番最大のメリットがあるということを知うわけですが、その場合に示されるMSYというのがただ1点、1つの点として示されるということで、なかなかこれは現実に合わないんじゃないかというようなことで、日本の資源管理の中ではなかなか取り入れられてこなかったというのが実態であったと思えます。

これに対して、外国ではこの資料の12のところの黄色い枠の中にありますけれども、MSYというものを長期的に漁獲量が最大になると認定できる範囲に資源を維持する管理を行うことで得られる漁獲量というふうに捉えて、資源評価、資源管理に取り入れるようになってきております。ただ、MSYの算定方法というのは国によって異なっております。

アメリカの例ですが、アメリカの場合は各資源のデータ量やデータの有無に応じて、漁業がなかったと仮定したときの資源量、いわゆるBゼロの30%から40%、これは魚種によって違って、ワークショップなどで科学者の方々に議論をして、この魚種には30%とか40%というような数字を決めているわけですが、それを維持する管理を行うことで得られる漁獲量をMSYというふうに捉えていると。データが少ないものについては、経験的に妥当な漁獲圧で漁獲したときの漁獲量をMSYというふうに捉えて管理しているということがございます。

それから、EUの例ですが、EUの場合は再生産が安定する資源量の限界値に安全率1.3から1.4を掛けて得た資源量を維持するというような管理を行うことで得られる漁獲量をMSYというふうに捉えているということです。

これらを踏まえて日本の資源についてMSYというものを計算したらどうなるかということをお次の13ページ以降に示しております。

まず、計算の仕方ですが、資源評価対象の84系群のうち再生産関係がある程度明確になっていて、利用できる32系群というものについて資源ごとの再生産関係のデータを用いて長期的に漁獲量が最大となる漁獲圧を算定して、その漁獲圧で漁獲したときの漁獲

量をMSYというふうにして、MSYというものを計算してみました。

それがこの表でいうところのEのMSYというものになります。そのようなMSYを得る親魚量というものを SSB_{MSY} というふうにしております。これがこの表のBの欄ということになります。この計算をするに当たっての前提として、環境の好適・不適というものによる再生産関係の変化が大きいということで、どの期間のデータを使うかによって算定結果が大きく変わるものがあるということ、特に浮魚などがそういうものに当たります。それから、MSYの試算の仮定で再生産データと理論値というものの乖離が非常に大きいというものもありまして、今後さらに精査をする必要があるというふうに考えております。

この以下ずっと表が続いておりますけれども、これはカテゴリー分けを浮魚、底魚というように分けたり、あるいはTAC魚種とそうでないものに分けたり、日本の資源評価でいうところの高位、中位、低位のもので分けたりということで計算したものでありまして、もとのデータは全て同じものです。

これを規制改革推進会議でもご説明をしたんですけれども、例えば15ページになりますか。ここで例えばですけれども、日本の資源評価では高位となっているような、高位の底魚のところマダイの瀬戸内海の東部とか中西部というものが載っておりますけれども、これでB分のA、Cの欄ですね。 SSB_{MSY} と比べて今の資源量がどうなのかというものをみますと、0.2とか0.32、要はMSYを達成する資源量の4分の1ぐらいしか今の資源量はないですよというふうなことが計算上出てきて、これはどうなのかといったようなご指摘もありました。

また、この計算全般については非常にMSYというものを計算することによって、この欄でいえばFですね。これからMSYを達成すればこれぐらい漁獲量がふえるんですよということがFの欄に示されているわけですが、日本の漁業にどれぐらいのポテンシャルがあるのかというのがよくわかって、いいというふうに評価をされる委員の方もいらっしゃいました。要はわかりやすいということで、MSYを目標にして資源管理していくことにしたほうがいいのではないかとというふうなご指摘も受けております。

それから、最後ですけれども、最後に外国の分類基準を当てはめた場合の比較というものもしております、16ページになりますが、これ日本は高位、中位、低位というように分けて資源動向が増加とか減少とかいうことであらわしておりますけれども、米国にしてもEUにしても、今の資源状態が適正なのか乱獲状態なのかということと、あとは今の漁獲圧力が適正なのか過剰なのかということで資源を分類しております、そのやり方で日本の資源を分類するとどうなるのかというものを示したのがこの表なんです、ただ、先ほど言いましたように日本の今回のMSYの出し方とアメリカやEUのMSYの出し方というのは全く、全くといいますか少し違いますので、単純に横並びで今は並べておりますけれども、余り単純な比較というのは、実はできないということがあります。

ただ、見てすぐにおわかりになるかと思っておりますけれども、不明というものが日本の場合は非常に多いということで、この不明というのを減らしていったって、もう少し資源評価を高度化していかなければいけないのではないかとというご指摘も受けております。

これらの全般的な説明、先ほど言いましたように、多くの前提条件があって今のMSY

というものを計算して出していて、なかなか不確実性も大きいというふうな問題点もあるんですけども、とはいえ、アメリカもEUも不確実性が多いという点は同じなわけですし、その中でいろいろ工夫しながら資源管理をやっているというふうなことで、日本も不確実性が多いからということではなくて、不確実性を減らす努力もしながら適切な資源管理、資源評価というものをやっていくべきだというご意見もその際にいただいております。これらの計算結果なども踏まえて、今、資源管理目標、それから、目標管理基準とか限界管理基準の設定といったような検討も進めているところでございます。

以上です。

○関会長 ありがとうございます。

その他ということで、今、水産庁さんのほうからいろいろ説明をしていただいたんですけども、ご質問、ご意見等ありましたら。

はい、井上委員。

○井上委員 資源管理とはちょっと直接関係がないといえば関係がない、結果的に遠回しになると関係があるような気がするんですけども、今の資料6の4ページの一番上段ですね。3番に漁業の成長産業化と漁業者の所得向上に向けた担い手の確保や投資の充実とありますよね。ということは、今、水産高校は全国で四十数個あるということを知っています。その中で船に乗る卒業生が1%、3,000人の中で、3,000人卒業して1%しか船に乗らない。その船に乗る1%の中の20人は商船に行くと。漁船に乗るのは10人しかいないと、そういう状況だそうでございます。

それで、やはりなぜ漁業者が少なくなっていくのかということは、世代でいくと昭和22年、23年、24年、この世代が一番人口の多い世代なんですね。この人たちがもう今現在、70歳、69歳、68歳と高齢になりました。そうしますと、我々みたいに公海、沖に出て操業する船にはとてもじゃないがもう乗れない。そして、今はサンマ船でもあっちの船から引き抜いた、こっちの船から引き抜かれたとか、そういう時代が来ているところなんです。

それで、この間の大水の白須会長もこれからは水産高校あたりにも足を運んでふやしたいというふうなことを言っておられたんですけども、今、私が何を言おうとしているかといいますと、海上ブロードバンドというのがあるんですね。会場の方もご承知の方がいらっしゃるかと思いますが、この海上ブロードバンドというのはどういうことかといいますと、陸上では今、携帯・スマホ、インターネット、それから、メールやLINE、もう自由にできますよね。それがうちのクラスの船であれば海岸線から30分も走れば、もういわゆる全くつながらなくなるんですね、携帯・スマホは。そうしますと、うちの船にも若いものが何人も乗ってきたんですけども、船に乗っていれば島流しになったような感じがすると。携帯も使えない、インターネットも使えない、彼女と話もできないと。これでは住む世界が違うよと言って、船をおりた人が何人もおります。

そこで、この海上ブロードバンドを船に取りつけるのにアンテナだけでも500万以上、そして、月々の掛け金が基本料金だけで五、六十万、使用料は別に。そうしますと、取りつけるだけでももう1,000万、取りつけて1年の間に1,000万以上かかっちゃう。これではやはり我々漁業者、漁師、新参たちもなかなか手が出ない。だけれども、これを普及してい

かなければ若者はなかなか乗ってこないと思うんです。

そこで、きょうはなぜこういう話をしたかといいますと、こういうのを、やっぱりもし10分の1ぐらいの金額になれば、これはかなりの普及があると思うんですね。それで、言うなればアンテナにしても電気ですから、台数がふえれば価格は下がってくると思うんですけれども、今の段階では恐らく普通の漁船では海上ブロードバンドを積むという船はそんなにはないと思いますね。調査船か、言うなればよっぽどの優秀船か、今全国でも隻数的には知れたものだというふうなことも聞いております。そういうのをやはり各省庁、言うなれば水産庁だけじゃなく財務省、いろいろな省が絡んでくると思うんですけれども、そういうところに声かけをしていただければなと。

きょう、来場の方々はほとんど各県代表であり、また、水産に関して重要な方ばかりでございますので、この海上ブロードバンドをこれから普及するように、各団体、各省庁にお願いをしていただければなと思って、今この資源管理保護には直接ちょっと関係ないんですけれども、いずれは、しかし、やっぱり関係しますよね。そう思って意見として言わせてもらいました。

以上です。

○関会長 具体的な提案ですが。

○藤田課長 企画課長の藤田でございます。

今、井上委員から話がございましたように、水産高校の卒業生の中で商船と漁業に乗ってもらう人というのは、商船のほうが2とすれば漁業のほうが大体1ということで、これについてこれまで余り水産高校のほうには業界のほうの取り組みといいますか、紹介といいますか、そういうこともしてこなかったということで、大水さんとか全日本海員組合さんとも連携して、水産高校のほうにぜひ漁業のほうにも目を向けてくださいということで随分うちの職員も一緒になって回っていますけれども、漁業のほうにも興味を持ってもらうような取り組みを昨年からは開始してございます。

それとは別に今ありました海上ブロードバンドにつきましては、今まさしくおっしゃいましたように卵と鶏の部分がございまして、技術開発が今まさしく進んでいる部分があつて、なおかつ利用者がふえるとだんだんコストがどんどん安くなるという部分がありまして、昨年つくりました水産基本計画の中でも一応その部分については問題提起といいますか認識をして、検討を進めるということになっておりまして、国土交通省とか総務省さんとまずはいろいろ技術的な話も相当ありますので、そういったものを検討しましょうということで、現在、関係省庁が集まっていかにうまく海上で乗組員の方がいい環境で漁業に従事できるかという観点から検討をさせていただいているという状況でございます。

○関会長 ありがとうございます。

はい、北門委員。

○北門委員 別の話題で構わないですか。資料6の説明、ありがとうございます。たくさん聞きたいことがあるんですけれども、コメント1つと質問2つに絞られます。

まずコメントは、ご説明の中でこれからMSYを活用しながら基準値として、これだけじゃないと思うんですけれども、基準値として用いられるということで、私は西海区とか

東北水研のブロック会議で、資源評価会議に有識者として出ることが多くて、今まで西海区の資源評価とかだけじゃないんですけれども、MSYというのがほとんど出てこなかったんで、それぐらい使うかどうかは別として情報として出してくださいということを毎回、毎回言ったんですけれども、ようやくそういうことが実施されるということで、非常によいニュースだなというふうに思いました。

MSYというのはわかりやすいですし、説明もしやすい指標なんですけれども、ご説明の中にもありましたように完璧な指標ではありませんし、環境変動等ある場合にはMSY自体も変わってしまいますので、利用には注意が必要なんですけれども、大間違いしない指標として使っていくという方針については大変よいニュースだなというふうに思いました。

質問は2つありまして、1つ目なんですけれども、この資料6の一番最後のページなんですけど、日本と米国の分類基準による比較ということで、これお話を聞いているときにこういう表があったらいいなと思う表が一番最後に来ていて、さすがだなと思ったんですけれども、日本と米国で例えば比較すると、乱獲と適正の基準というのが米国のほうはMSYを基準にしている、MSYレベルかどうかの資源状態か漁獲圧力かで乱獲か適正かというふうに判断されていると思います。日本のほうの注意書きを見ると、MSYを達成する水準の2分の1未満であればと。何かちょっと半分になっているんですけれども、これだと何か随分楽観的なのか、日本と米国を並べて表をつくられているんですけれども、日本のほうは随分乱獲の基準が厳しいというか、随分楽観的な表のように見えるので、これはどうしてなのかということを質問したいのと、多分下の漁獲圧力のほうは21と11と52を足して84にならないので、多分数字の訂正が必要だと思うんですけれども、ちょっとその辺、確認できればなというふうに思います。なぜ2分の1を表で使われたのかということをもし理由があれば教えてください。

それから、多分、神谷さんに対する質問になると思うんですけれども、米国はたくさんの系群、473系群があって、それらを毎年資源評価ができないので、2年から3年ごとに実施というふうにされているわけなんですけれども、日本の場合はご承知のとおり毎年資源評価をおこなって、毎年ABC、TACを出すわけなんですけれども、例えば浮魚の場合は変動が大きいので毎年見たほうがいいのかもかもしれませんが、底魚とか種によってかもしれませんが、2年から3年に実施というふうな方針にすると、多分現場の人たちとかというのは、資源評価をする立場の人たちというのは負担が軽くなって、研究の要素も追加できて、よりよい資源評価というのがルーチンじゃなくて、毎年資源評価を向上させていくということもできるかもしれないんですけれども、そういうことが視野にあるかどうかというのを確認できればと思いました。

以上です。

○関会長 回答のほうをお願いします。

○高瀬課長 まず、ご質問の最初のほうなんですけれども、これはアメリカの基準がそもそもMSYの2分の1というようなところを基準にして乱獲がどうかというふうな判断をしているようなんですね。アメリカはBゼロの30%から40%というところを目標に資源管理を

して、そこをMSYというふうに言っているわけですが、それはこの3つの計算方法の中では割と高目にMSYが出るそうなんです。なぜ2分の1にしているかどうかというのは、実はよくわからなくて、最後はそういうふうにしたということなのかなと理解しています。

○北門委員 多分私が自分で調べればいいんですけども、7ページの下注1というところに米国の評価は最大持続生産量を達成する水準より上か下かで区分すると。その区分というのは、多分乱獲が適正かなと思うんですけども、2分の1に書いていなかったの、どうしてかなというふうに思ったんですが、米国も2分の1ということなんですね。

○高瀬課長 法律と実際にやっていることがわかりにくいんですけども、いわゆるマグナソン法の中では、MSYを超えればそれは過剰漁獲だというふうに定義はしているんですけども、実際にこの表をつくるときの計算は2分の1というところを基準に置いて乱獲かどうかというふうな計算をしまして、ちょっと我々もさらにアメリカのやっていることの精査は必要なんですけれども、それに基づいて日本も同じように評価をしてみました。

○神谷部長 ちょっと補足すると、これの一番最後のページの上の表でいくと、アメリカの場合は、資源状態はMSYの2分の1でやっていて、漁獲圧力のほうはMSYを超えたか超えていないかでやっている、EUの場合はどっちもMSYを超えたか超えていないかでやっているというふうに。意外にアメリカのほうは少し緩いみたいな感じがします。

それと、473系群なんですけれども、実際どうしてこれだけ資源評価をやれるのかとなると、やっぱり彼らは彼らなりに現実的な対応をしまして、原則は2年に1回しか資源評価しないと。ただし、産業上重要で漁獲枠が毎年もめるものについては、毎年資源評価をやるというふうになっています。ですから、2年から3年とありますけれども、種によっては4、5年に1回しか資源評価をしていないのもあると。そういうのも含めての473系群なんです。

それから、毎年これだけやっているという意味だと、少なくとも研究レベルにおいては、日本の研究者というのは相当まじめに、一生懸命やられているんだというのが改めてわかったというところはあります。

○関会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

はい、船越委員。

○船越委員 2つほどお聞きしたいんですけども、資料6-2の5ページですね。一番下に生産量の経年変化の図がございまして、昭和59年がピークで、その後急激に減少した理由としてマイワシの減少、それから、200海里関係で多分スケトウダラの減少だと思うんですけども、総漁獲量から例えばマイワシとスケトウダラを引きまして、残った漁獲量は漁業就業者あるいは漁船数と相関をとりますと、物すごくきれいな相関になるということで、これは3つ目の理由として漁船が減ったというのも非常に大きいのではないかなと私は思うんですけども、以前、例えば伊勢湾とか三河遠州灘では船が減る中で、結局残った船はだんだんとり分がふえて漁獲が上がっていくのではないかなというふうに見ていたんですけども、そうではなくて沿岸の底びきの場合ですと、1年間操業して大体20

トンぐらいとれますね。この20トンというのは、過去30年ぐらいずっと計算してみても、やっぱり20トンぐらいなんですよね。

ですから、船が半分になれば2倍とれるかということではなくて、そうではなくて、船が減った分だけ確実に生産量は減っていくと、そういう関係が見られるわけですが、ですから、3つ目の理由として日本の漁船の数とか就業者が非常に急激に減っていますけれども、それも大きな理由として挙げなければいけないのではないかなというのが1点なんですけれども、それはどうでしょうか。

○神谷部長 そういった部分もゼロではないとは思いますが、例えばこれの資料でいうと15ページなんかを見ていただきますと、15ページのマダイの瀬戸内海東部系群とか西部系群というのは、MSYを達成する資源量の、今だと20%しかないわけですよね。だから、仮に漁業者が減って漁船も減って漁獲量が下がったのであれば、資源量というののもっと回復してしかるべきなんです。それが全然回復していないというのは、船が減ったから漁獲が減ったという部分もあるでしょうけれども、依然として漁獲圧力が高いので資源の状態が回復し切っていないという部分のほうが多いのではないかと我々は認識しております。

○船越委員 わかりました。そうすると、海域によっても多分違ってくると思うんですけれども、船を減らさない、人を減らさないということが私は非常に大事ではないかなというふうに思いまして、意見を言わせていただきました。

もう一つ、MSYのきょうお話をいろいろお伺いしまして、MSYというのは外洋域とか非常に限られた安定した環境のもとでは多分使える理論ではないかなと思うんですけれども、例えば沿岸域の黒潮流量が非常に大きく変わるとか、親潮と黒潮の海流系が変わるとか、あるいは内湾域、内海域では貧酸素水塊とか、最近問題になっています貧栄養化とか、こういう環境の影響が非常に表に出てくるようなところでMSYというのは非常にノイズが大きくて、とても使えないというのがこれまでの認識なので、こういうMSYの考え方に基づく資源管理というのは、今のような環境が大きく変動する時期には気をつけて使わなきゃいけないということと、沿岸域から内海域、内湾域においては、そういう点も十分留意した上で、やはりほかの方法も併用しながら使っていかなければ、ちょっと過ちを犯すのではないかなというのが私の意見です。

以上です。

○神谷部長 ありがとうございます。我々もそこは全くそのように認識しております。ですから、計算上のMSY一本に頼るわけでもありませんし、また、正確なMSYが出ない場合は、最も最適と思われる近似値とか代替値を当てていくというやり方になるんだと思います。

○関会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

はい、有元委員。

○有元委員 たびたび申しわけありません。日本の漁業なり資源管理について大事なお話を受けたわけですが、今、かなり具体的な質問になってしまっていますけれども、

これは、我々は情報提供を受けたということで理解してよろしいのか、それともこの広域委員会でこの方向を認めたということになるのか、それが一番心配なところですよ。

○神谷部長 今回、その他の議題であくまでも情報提供でございます。ですから、今、事実として規制改革会議というものでいろんなことを検討しろと言われておりますので、それに基づいた検討結果の進捗状況を報告いたしました。それがいろいろ具体的になって、現実的な政策としてどう反映させるかというレベルに達すれば、当然前広にお諮りして、ここでご賛同を得てというプロセスを経ることになるんだと思っております。

○藤田課長 広域漁業調整委員会の法律的な意味では、諮問事項ではありませんということなんですが、こういうだんだん皆様方の現実問題としての漁業なり地元の養殖業の話につながっていく話ですので、こういった場でも情報提供させていただいて、この場でも結構ですし、それ以外の場でもいろいろ意見をいただきながら我々のほうの施策のほうを進めていきたいと考えておりますので、そういった意味で情報提供させていただいているということでございます。

○有元委員 それは大変ありがたいんですけども、本当に日本の漁業、沿岸漁業について大きなかじ取りをするわけですね。それについて今どの程度の外部の委員が入っていて、どのようにオープンなところで議論されているのか、それとももう内部だけで動いているのか、そのあたりを一番心配しています。

特に成長産業化という大変耳ざわりのいい言葉ですけども、沿岸の漁業について、1人でやっている、親子でやっている、兄弟でやっているというようなところで成長産業というのは実際にどういう意味があるのか。そういうものは別で、あるものを対象にしているんだとしても、今のこの文章を読む限りは沿岸漁業全体に対して、成長産業化という中で資源の持続性はどうなっているのか、あるいは漁業種類、魚種について魚種別にMSYを計算されて検討されていますけれども、海の中で、日本の沿岸で、沖合で、それ全体でふえちゃったらどうなるんだというようなこと、いろんな質問があります。そういったことをオープンな場で議論できるような機会をさせていただかないと、平成30年までと言われても、その段階で結果を出されて、ここで納得したからというようなことになってしまったらとても困るというのが私の気持ちです。

○藤田課長 具体的な個別の地域ごととか魚種ごとの話というのは、恐らく今後、規制改革推進会議のほうでは大体6月ぐらいをめどに毎年実施計画みたいなものを閣議決定するというプロセスなんですけれども、その中で、そんな細かいところまで全部決め切れるわけではないので、やはり実行に際しては我々のほうは皆様方とちゃんと意見をお聞きしながら、こちら意見も言いながら進めていくと、着実に地に足の着いた形で議論を進めながら、進めていくということで考えておりますので、そういう形で認識していただければと思います。

○関会長 ありがとうございます。

では、ほかにご意見ございますでしょうか。せっかくの機会ですので、よろしいですかね。

それでは、ご意見も出尽くしたようでございますので、今お話ししたこととかも非常に

重要なことだと思えます。そういうのも含めまして、次回の委員会の開催予定について事務局よりお願いします。

○事務局（竹越） 次回の委員会でございますけれども、例年どおり今年の秋ということで、大体11月ごろに開催したいと考えております。次回は本委員会のほう、部会のほうも開催したいと思っておりますので、日時、場所等につきましては、また改めて調整をさせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○関会長 それでは、次回、11月ごろに予定ということですので、早目に調整をよろしく願いしたいと思えます。

それでは、各委員の皆様並びにご臨席の皆様におかれましては、議事進行へのご協力、それから、たくさんのご意見をありがとうございました。事務局におかれましては、本日いただいた意見を踏まえて、今後の委員会の運営に活用していただきたいというふうに思えます。

最初に申しましたように、今回の議事録署名人として海区互選委員の静岡県の鈴木委員、それから、大臣選任委員の井上委員のお二方には、後日事務局から本日の議事録が送付されるということですので、よろしく願いをいたします。

以上をもちまして、第28回太平洋広域漁業調整委員会を閉会させていただきたいと思えます。どうもご協力ありがとうございました。お疲れさまでした。

午後4時41分 閉会